

平成24年度 大学の世界展開力強化事業 構想調書 【ASEAN諸国等との大学間交流形成支援】

[基本情報]

1. 大学名 <small>(○が代表申請大学)</small>	名古屋大学		
2. 機関番号	<small>代表申請大学</small>	13901	
3. 申請区分	Ⅱ		
4. 申請者 <small>(大学の設置者)</small>	ふりがな はまぐち みちなり <small>(氏名)</small> 濱口 道成	(所属・職名) 名古屋大学・総長	
5. 構想責任者	ふりがな ふじかわ きよし <small>(氏名)</small> 藤川 清史	(所属・職名) 国際開発研究科・研究科長	
6. 構想名 <small>(和文は、40文字程度で記入)</small>	【和文】 ASEAN地域発展のための次世代国際協カリーダー養成プログラム		
	【英文】 Training a New Generation of Leaders in International Cooperation for the Development of the ASEAN Region		
7. 取組学部・研究科等名 <small>(必要に応じ[]書きで課程区分を記入。複数の部局で合わせて取組を形成する場合は、全ての部局名を記入。大学全体の場合は全学と記入の上[]書きで全ての部局名を記入。)</small>	学問分野	<input checked="" type="radio"/> 人社系 <input type="radio"/> 理工系 <input type="radio"/> 農学系 <input type="radio"/> 医歯薬系 <input type="radio"/> 看護・医療系 <input type="radio"/> その他・全学系	
	実施対象 <small>(学部・大学院)</small>	<input type="radio"/> 学部 <input type="radio"/> 大学院 <input checked="" type="radio"/> 学部及び大学院	
国際開発研究科、法学研究科・法学部・法政国際教育協力研究センター、経済学研究科・経済学部、農学国際教育協力研究センター			

8. 海外の相手大学等			
	国名	大学等名	部局名
1	シンガポール	シンガポール国立大学	経営学部・経営大学院
2	タイ	チュラロンコン大学	経済学部
3	フィリピン	フィリピン大学ロスバニョス校	公共政策学部
4	インドネシア	ガジャ・マダ大学	法学部
5	ベトナム	ホーチミン市法科大学	大学
6	ベトナム	ハノイ法科大学	大学
7	カンボジア	王立法経大学	大学
8			
9			
10			

9. 代表申請大学以外の国内大学					
	大学名	取組学部・研究科等名		大学名	取組学部・研究科等名
1			4		
2			5		
3			6		

(大学名:名古屋大学) (申請区分:Ⅱ)

10. 本事業経費 (単位:千円) 千円未満は切り捨てる	年度(平成)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
	事業規模	25,388	63,316	63,316	63,392	63,392	278,804
	内訳	補助金申請額	23,691	59,922	59,922	59,998	59,998
		大学負担額	1,697	3,394	3,394	3,394	15,273

11. 平成24年度留学生交流支援制度(ショートステイ(SS)、ショートビジット(SV))採択状況		
No	区分	採択プログラムの名称
1	SSSV	日韓大学生・大学院生学術文化交流研修
2	SSSV	「ソウル市立大学校インターナショナルサマースクール」・「名古屋大学法学部夏季国際大学交流セミナー」
3	SSSV	フライブルク大学・名古屋大学 経済学共同セミナー及びサマースクール
4	SSSV	名古屋大学－ハノイ貿易大学国際経営人材育成プログラム
5	SSSV	持続的社会に貢献する化学・材料分野のアジア先端協働教育拠点の形成
6	SSSV	名古屋－延世大学間学術研究交流プログラム
7	SSSV	看護臨地実習短期国際交流プログラム
8	SSSV	修士課程国際共同大学院の創成を目指す先駆的日米協働教育プログラム
9	SSSV	国際農学研修
10	SSSV	名古屋大学国際環境人材育成プログラム「グローバル研究インターンシップ／短期フィールド・リサーチの相互支援」
11	SSSV	名古屋大学大学院環境学研究科建築学コース／パリ・ヴァル・ドウ・セーヌ国立高等建築学校合同建築・都市設計ワークショップ
12	SSSV	名古屋大学－ブリストル大学地球科学研究交流
13	SS	名古屋大学先端自動車工学サマープログラム
14	SV	国際開発研究科・海外実地研修プログラム
15	SV	名古屋大学国際環境人材育成プログラム「海外合宿研修」
16	SV	名古屋大学大学院環境学研究科建築学コース／メルボルン大学都市建築学部合同建築デザイン・ワークショップ
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		

12. 本事業事務総括者部課の連絡先		※採択結果の通知、ヒアリング等の事務連絡先となります。	
部課名			所在地
責任者	ふりがな (氏名)	(所属・職名)	
担当者	ふりがな (氏名)	(所属・職名)	
	電話番号	案内連絡先	
	e-mail(主)	e-mail(副)	

※原則として、当該機関事務局の担当部課とし、責任者は課長相当職、担当者は係長相当職とします。
e-mail(主)については、できる限り係や課などで共有できるグループメールとし、必ず(副)にも別なアドレスを記入してください。

(大学名:名古屋大学) (申請区分:Ⅱ)

構想の目的・概要及び交流プログラムの内容 【1 ページ以内】

構想の目的・概要及び相手大学と実施する交流プログラムの内容について、以下の①～④を記入してください。

① 構想の目的・概要等

【構想の目的及び概要】

グローバル化により世界の経済地図が大きく塗り替えられる中、開発援助や国際協力のあり方が大きく変化しつつある。具体的には、東アジア及び ASEAN 諸国が急速な経済発展を遂げるとともに、これらの国々が援助ドナーとして「アジア型」開発援助モデルを提唱する動きが注目される。この「アジア型」援助モデルの特徴は、ドナー国の経済的及び外交的利益と開発援助とを、これまで以上に明示的に結び付けることである。アジアにおける新興ドナーの登場と、彼らが開発援助を通じて展開する新しい経済と外交の力学は、日本が世界のトップ・ドナーに躍り出た 1990 年代における日本と ASEAN の関係を根底から覆す可能性を秘めている。すなわち、日本が開発援助を通じてアジアの貧困国を救うという従来型の国際協力の構図は大きく転換を迫られているのである。新しい時代の国際協力に携わる人材は、開発援助の視点に加え、**本地域と日本をつなぐ経済、法・政治制度、社会に対する広い視野と外交センス**を同時に備えていることが求められる。国際協力を担う組織についても、政府・NGO・国際機関といった従来型の援助プレーヤーに加え、効率性・持続性・革新性の3つを兼ね備えた**民間企業の役割**が見直されつつある。民間企業の側には、これまで援助の対象としか見てこなかった開発途上国の貧困層が、実は 40 億人の巨大市場、すなわち「**BOP (Base of the Pyramid : ピラミッドの土台) 市場**」を形成するという視点の転換もある。つまり、先進国及び途上国の民間企業は、この巨大市場を開拓して収益をあげると同時に、途上国の貧困層にとって役にたつ商品やサービスを開発し販売することで、途上国開発にも貢献できると考えられるようになったのである。

こうした経済環境・国際協力活動の大きな変化を踏まえ、本構想は**開発援助とビジネスの間をつなぐ視点を備え、ASEAN 地域と日本をつなぐ経済、法、政治、外交等の諸分野で共通認識をもった次世代国際協力リーダー養成**を目的とする。この目的の下に、名古屋大学と、シンガポール国立大学、チュラロンコン大学、フィリピン大学ロスバニョス校、ガジャ・マダ大学、カンボジア王立法経大学、ハノイ法科大学、ホーチミン市法科大学の 8 大学とがコンソーシアムを形成し、「ASEAN 地域発展のための次世代国際協力リーダー養成プログラム」を実施する。英語によるコースワークと、企業・行政機関・国際機関訪問等を含むフィールドワークやインターンシップを組み合わせたカリキュラムを開発し、単位互換と成績管理等の質保証の枠組みを整備する。それにより、地域としての共同教育の基礎を作り、**ASEAN 地域の貧困削減、産業振興、及び法整備を同時に支え、将来の日本と ASEAN の架け橋になる足腰の強い人材を確保**するためである。また、派遣する日本人学生には、現地の学校等で日本語指導支援や日本の経済・法制度・文化の紹介活動に従事してもらい、彼ら自身が将来日本と ASEAN の架け橋になることを目指す動機づけを行う。同時に、将来の国際協力リーダーに必要な、**異文化理解活用力**の向上も図る。

【養成する人材像】

「ASEAN 地域発展のための次世代国際協力リーダー養成プログラム」を修了した人材は、日本もしくは ASEAN 地域の政府、国際機関、NGO、民間企業等に身をおくか、もしくは自らが起業家となって、開発援助とビジネスの協働を促し、途上国の貧困対策に貢献する国際協力のリーダーとなることが期待される。こうした人材は、ASEAN 地域及び日本を結ぶ多文化環境への高い適応能力とリーダーシップを併せもち、英語やそれ以外の言語によるコミュニケーション能力に長けていることはいまでもなく、開発援助や貧困対策の理論と実践、企業の経営戦略に対する知識、当該社会の投資環境や法制度に対する理解を身に付けていることが想定される。

【本構想で計画している交流学生数】

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入
各年度の構想全体の派遣及び受入合計人数(交流期間、単位取得の有無は問わない)。	12 名	0 名	52 名	48 名	52 名	48 名	52 名	48 名	52 名	48 名

② 構想の概念図 【1ページ以内】

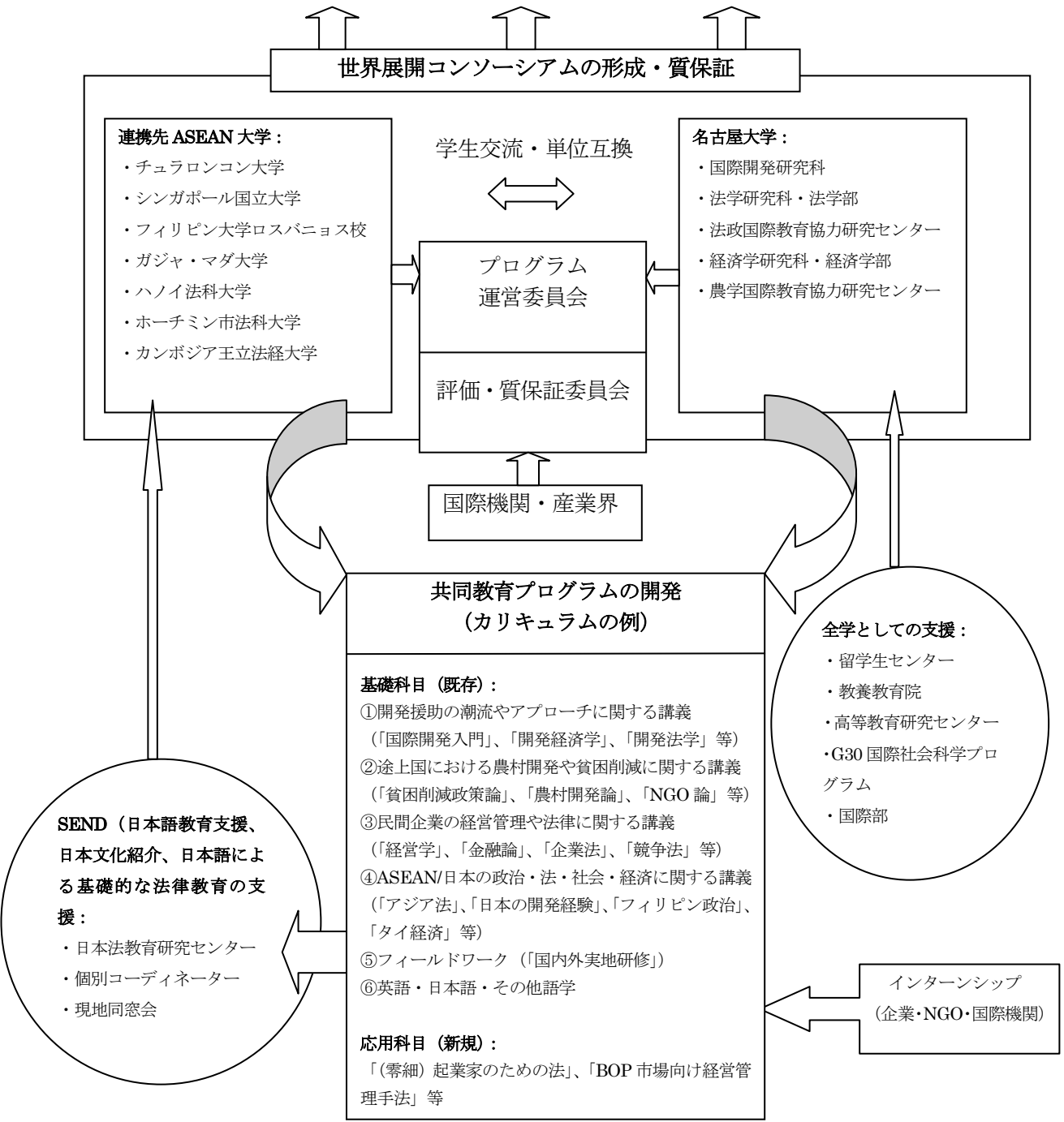
※国内複数大学による申請の場合は、それぞれの大学の連携内容や役割分担が分かる図を③に作成してください。

ASEAN 地域発展のための次世代国際協力リーダー養成

なぜ必要?

ASEAN における新興援助ドナーの登場

⇒援助モデルの転換：産業・外交政策と直結した援助政策、及び民間セクターの活用
 ⇒日本と ASEAN 地域を結ぶ法・政治・経済・外交の諸分野における認識の共有化を通じ、ASEAN 地域の産業新興と貧困削減を同時に達成する新しい国際協力のあり方が浮上
 ⇒経済・法・政治・外交・国際開発分野の専門知識と分野横断的な政策への応用力を兼ね備え、異文化理解活用力を発揮できる「ASEAN 地域発展のための次世代国際協力リーダー」育成が急務



③ 国内大学の連携図（国内複数大学による申請のみ） 【1ページ以内】

※国内複数大学による申請の場合は、それぞれの大学の連携内容や役割分担が分かる図を作成してください。

該当なし。

④ 交流プログラムの内容 【2ページ以内】

- 日本とASEAN等の大学間においてコンソーシアムを形成し、単位の相互認定や成績管理等の質の保証を伴った日本人学生の海外留学及び外国人学生の受入の双方向の交流を促進できるような交流プログラムとなっているか。
 - 将来グローバルに活躍できる人材像とそれに基づくプログラムの設定や提供を行うものとなっているか。
- 「申請区分II」については、本観点に関連し、以下の点も踏まえて記入してください。**
- ・ 日本人学生が留学先の現地の言語や文化を学習するとともに、現地の学校等での日本語指導支援や日本文化の紹介活動を通じて、学生自身の異文化理解や日本人としてのアイデンティティ確立を促すものとなっているか。
 - ・ 将来、日本とASEANとの架け橋となるエキスパート人材の育成を目指すものとなっているか。
 - ・ 日本人学生が現地の学校等での日本語指導支援等の活動に参加するにあたり、事前の準備教育の実施や、現地におけるコーディネーターの配置等のサポート体制が十分なものとなっているか。
- 我が国の大学間交流促進の牽引役となるような先導的な構想であり、大学の中長期的なビジョンのもとに戦略的な交流プログラムを実施するものとなっているか。

【実績・準備状況】

1. コンソーシアムの形成

(1) 協定・趣意書

名古屋大学とチュラロンコン大学、ガジャ・マダ大学、フィリピン大学ロスバニョス校、ハノイ法科大学、ホーチミン市法科大学、カンボジア王立法経大学とは、全学もしくは部局間で、**学術交流協定**を締結している。また、これらの大学にシンガポール国立大学を加えた関係全大学と、本プログラムに対する協力の意志を確認するための趣意書を交換している。

(2) ASEAN地域でのネットワーク作り

名古屋大学は平成23年度ASEAN諸国から291名の留学生を受け入れ、うち142名が法学・経済・国際開発研究科の3部局で学んでいる。本学からは40名がASEAN諸国の大学に派遣された。国際開発研究科で学ぶ303名の学生のうち、76名がASEAN諸国からの留学生である。同研究科はJSPS「平成20年度アジア・アフリカ学術基盤形成事業」として、「グローバル化時代のアジアにおける新たなダイナミズムの胎動と産業人材育成」（平成20-22年度）を実施し、ASEAN地域の11大学（ガジャ・マダ大学、チュラロンコン大学、フィリピン大学ロスバニョス校、シンガポール国立大学を含む）と**研究ネットワーク Academic Network for the Development of Asia**（以下「ANDA」）を構築した。さらに、JSPS「平成21年度・平成22年度若手研究者交流支援事業」を実施し、ANDAに参加する若手研究者を招聘した。

2. グローバルに活躍できる人材像とそれに基づくプログラム設定

インターンシップ・フィールドワーク：本学国際開発研究科は、ユネスコ・バンコク事務所及び国際移民機関（IOM）と**インターンシップ協定**を締結している。これ以外の国際機関や開発援助機関にも学生をインターンとして派遣し、「実地研修」としての単位認定を行っている。また、同研究科では授業の一環として、ASEAN地域で毎年2週間の「**海外実地研修**」を実施している。

日本語・日本法教育支援：本学法政国際教育協力研究センターはハノイ法科大学、ホーチミン市法科大学、カンボジア王立法経大学に**日本法教育研究センター**を設置し、日本語教育や日本文化体験プログラムを提供している。また、日本語による基礎的な日本法に関する学部レベルの教育も実施している。日本法を学ぶための教材の他、日本語学習者のための日本の歴史や社会についての教科書も独自に開発した。同センターはガジャ・マダ大学にも設置する準備を進めている。

【計画内容】

1. コンソーシアムの形成

(1) 「ASEAN地域発展のための次世代国際協カリーダー養成プログラム」の実施

名古屋大学とシンガポール国立大学、チュラロンコン大学、フィリピン大学ロスバニョス校、ガジャ・マダ大学、カンボジア王立法経大学、ハノイ法科大学、ホーチミン市法科大学の8大学とでコンソーシアムを形成し、「**ASEAN地域発展のための次世代国際協カリーダー養成プログラム**」を実施する。本プログラムで育成する人材像に鑑み、英語で行われる学部及び大学院レベルの既存の科目に新設する応用科目を加え、共同教育のためのコア・カリキュラムを作成する。コア・カリキュラムは、英語によるコースワークと、フィールドワーク・インターンシップで構成し、①開発援助の潮流やアプローチに関する講義、②途上国における農村開発や貧困削減についての講義、③民間企業の経営管理や法律に関する講義、④ASEAN/日本の政治・法・経済・社会・文化に関する講義で構成する。応用科目として、起業家支援に関する科目を新たに開設する。

(2) 交流プログラムの運営枠組み

コンソーシアムに参加する8大学は、本交流プログラムを運営するための運営委員会を設置し、プログラム実施にあたっての重要事項をガイドラインにまとめて意思統一を図る。この運営ガイドラインは、コンソーシアムへの参加大学だけでなく、ANDA加盟校等に情報を公開し、将来ASEAN地域全体をまきこむ開かれた交流プログラムに発展させることを目指す。

2. 単位の相互認定及び成績管理等の質保証

ASEAN 及び東アジアで複数の国際単位互換システムが並立している状況を踏まえ、参加大学は国際機関・産業界からの委員を加えた**評価・質保証委員会**を設置し、ACTS、UCTS、M-I-T（マレーシア・インドネシア・タイ学生交流事業）のいずれにも対応する単位互換、成績管理のシステムを整備する。具体的には、学生は各大学の成績評価システムによるものと、ACTS、UCTS、M-I-T 等による成績評価システムによるものと2種類の成績評価を受取ることとする。各大学はそれぞれが定める基準に従い、授業時間数に応じて単位を与え、ACTS、UCTS、M-I-T 等に定めるルールに従って単位の換算方法を明示する。学生が所属する大学は、留学先大学が発行する成績証明書を検討した上で、最終的な所属大学への移行単位数を認定する。学位取得を目的とする単位の認定は、学生が所属する大学の権限下にあることに留意を促す。

3. 双方向の学生交流

学部（経済学部・法学部）3年生と大学院（国際開発研究科・法学研究科・経済学研究科）修士1年生合わせて10名を1学期間留学させ、学部と大学院生あわせて42名を3ヶ月未満の短期留学生として派遣する。原則として、長期留学（1学期）は、名古屋大学で4月から7月の間に本交流プログラムのために構築するカリキュラムの科目を履修することを前提とし、8月から翌年3月までの間にASEAN諸国でのフィールドワーク（企業・法曹機関訪問、援助プロジェクト見学等）、**国際機関・企業・NGOでのインターンシップ**、及び留学先相手校での講義履修を組み合わせることとする。短期留学は、集中講義とフィールドワークを組み合わせたものとし、帰国後は名古屋大学で演習や実地研修の単位として認定する。短期留学の一部は、国際開発研究科が毎年夏にASEAN地域で連携先大学と協力して実施する**海外実地研修**に、学部生を含めて参加させることで対応する。留学生の受入れについては、原則として年間学部生と大学院生合わせて10名を名古屋大学の前期（4～7月）に受け入れ、各国の学年歴に従って、その前後に東海地方の**企業・工場・行政機関・国際機関・NGO**の訪問やインターンシップを組み合わせるものとする。その他38名を3ヶ月未満で受け入れ、集中講義とフィールドワーク・インターンシップを組み合わせ提供する。

4. グローバルに活躍し、将来日本とASEANの架け橋となる人材像

本交流プログラムで養成されるグローバル人材は、①当該国政府や国際機関に所属する開発政策立案者や法曹人材を含む実務家、②企業との連携を通じた収入創出活動やフェアトレードを促進するNGOスタッフ、③民間企業の中でCSRを推進したり、BOP事業への参入を先導する企業人、④ASEAN地域における貧困削減に貢献する起業家等になることが期待される。そうした人材を養成するには、既存の学問分野に特化されない**分野横断的でグローバルな視点と、異文化理解活用能力**が求められる。本交流プログラムは、参加学生が日本人としての**アイデンティティ**を確立しつつ、ASEANという多文化環境でリーダーシップを発揮できるダイナミックな能力を養うよう設定してある。

5. 日本人学生の事前準備（日本語・日本文化紹介活動支援）

名古屋大学に**SEND総合コーディネーター**（特任助教）を配置し、**日本法教育研究センター**が設置されているハノイ法科大学、ホーチミン市法科大学、カンボジア王立法経大学の3大学、及び設置準備が進んでいるガジャ・マダ大学と連携して、SENDプログラム該当学生の準備教育や派遣準備の手配を進める。派遣される日本人学生は、SEND総合コーディネーターが企画する準備教育を受ける他、名古屋大学の留学生センターで開催されている「世界を感じよう」ワークショップや留学生支援のためのチューター制度を利用し、基礎的な日本語指導や日本文化の紹介を行うための事前準備を行う。また、大学院国際開発研究科で開講されている「日本の開発経験」や「国内実地研修」を経済学研究科・経済学部や法学研究科・法学部の学生にも開放し、日本の経済・政治・法・社会・文化面での開発の歩みについて、事前に学習する機会を設ける。また、上述した現地4大学の日本法教育研究センターに**SEND現地コーディネーター**を配置し、国際交流基金の現地事務所と連絡をとりながら、日本人学生が大学で日本語指導支援や日本文化の紹介を行えるよう体制を整える。大学で活動実績を積んだ後は、徐々に高校にも活動を広げる体制を整える。

6. 大学の中長期的ビジョンと先導性・戦略性

名古屋大学は平成21年度から「**濱ロプラン2009**」に示した「名古屋大学からNagoya Universityへ」を合言葉に、全学的に国際化・グローバル化を促進している。新しい学生募集や入試の方法、授業の英語化をはじめとする「**国際化拠点整備事業（通称グローバル30）**」の推進は、その象徴である。こうした大学の中長期的ビジョンと並行し、国際開発の世界では、「**民間連携**」がかつてないほど注目を集めている。名古屋大学は多くの製造業を抱える東海地方に位置するため、企業と組んだ新しい国際協力のモデル作りにより、人材養成を通じて戦略的に取り組むための優位性をもつ。

質の保証を伴った魅力的な大学間交流の枠組み形成 【①、②合わせて2ページ以内】

交流プログラムの質の保証のための取組内容について、実績・準備状況を踏まえて、計画内容を具体的に記入してください。
また、本様式に記入する内容に加え、**相手大学が公的な認可等を受けていることについて、様式10②に記入してください。**

① 交流プログラムの質の保証について

- 透明性、客観性の高い厳格な成績管理（コースワークを重視したカリキュラムの構成、GPAの導入や教員間の相互チェックなど）、学生が履修可能な上限単位数の設定、明確なシラバスの活用等による学修課程と出口管理の厳格化に努め、単位の実質化を重視しているか。
- 交流プログラムを実施するにあたり、単位の相互認定や成績管理、学位授与に至るプロセスが明確になっているか。
- 国際公募による外国人教員の招聘や海外大学での教育経験又は国内大学で英語等による教育経験を有する日本人教員の配置、FD等による教員の資質向上など、質の高い教育が提供されるよう交流するプログラムの内容に応じた教育体制の充実が図られているか。

【実績・準備状況】

1. **透明性、客観性の高い厳格な成績管理の枠組み作り**：名古屋大学短期交換留学受入れプログラム（NUPACE）で1996年以来毎年80名を超えるASEAN諸国からの短期留学生を受け入れており、単位互換や成績管理のノウハウを蓄積している。また、本学経済学部は、昨年度「グローバル人材育成プログラム・プロジェクト」において、9名の学生をタイとシンガポールの視察研修旅行に派遣し、プログラム参加企業の海外拠点の見学や学生交流を実施し、こうした海外での学習成果を成績評価に反映させた実績をもつ。さらに、法学部を中心に現在実施中の「キャンパス・アジア中核拠点形成支援」事業により、**Quality Assurance 協議会**の運営実績がある。

2. **単位の相互認定及び成績管理・学位授与プロセスの明確化**：単位の相互認定や成績管理等の質保証を担保する枠組みや、学位授与に至るプロセスについては、参加大学や国際機関に所属するASEAN地域の高等教育専門家と、面談やメールを通じて協議を行っている。

3. **質の高い教育を提供するための教育体制**：国際開発研究科の教員や、グローバル30で設置された国際社会科学コースの授業を担当する教員を、国際公募により採用した実績をもつ。それ以外のプログラムでも、3部局でロシア、中国、カンボジア、タイ、イギリス、アメリカ出身の教員を雇用している。英語圏への留学経験のある日本人教員を加えれば、英語による質の高い教育体制が整いつつある。

【計画内容】

1. 透明性、客観性の高い厳格な成績管理

(1) コースワークと実践の有機的結合と達成目標の明示・周知による学修課程の組織的整備

学部及び大学院それぞれのカリキュラムは、学生参加を重視した少人数制の双方向授業によるコースワーク（4～6か月）と、ASEAN及び日本でのフィールドワークや、国際機関や民間企業でのインターンシップを有機的に組み合わせて行う。講義・演習は、少人数で双方向性を重視して英語で行うことで、国際的なコミュニケーションスキルを高め、同時に多文化環境を組織化し、有効に活用するために必要なソフトスキルやリーダーシップ、マネジメント能力の育成を重視する。同時に、各学生にフィールドワーク、インターンシップのいずれかひとつへの参加を義務づけることで、国際協力の現場で知識・技能の定着、応用力・実践能力を養成する。以上のカリキュラムと達成目標の設計は、参加大学による**プログラム運営委員会**の下で行い、コース目的・到達目標・授業構成・成績評価基準・予習復習事項・参考資料等を、教職員・学生・外部の国際機関・企業にウェブサイト・コース案内等を通じて英語（及び必要に応じてそれ以外の言語へ翻訳）で周知する。

(2) 明確な責任体制の下での透明性の高い厳格な成績・出口管理・単位の実質化

コースワーク・インターンシップでは、日本とASEAN各国からの学生が集い、各ホスト大学の国際経験豊かな教員の指導の下で、国際協力リーダーに求められる専門知識及び分析・問題解決のための技能を確実に獲得できる質保証体制を構築する。具体的には、各講義・演習のシラバス、フィールドワーク・インターンシップ計画で、各教員の国際経験を中心としたプロフィール、学習目標と獲得できる知識・技能、その獲得のための具体的な授業方法のアプローチ、成績評価等出口管理の方法について、評価・質保証委員会での検討・承認を経た上で明示する。また、自己学習の時間を含めた各単位の学習時間を要素別に明示し、学習時間による履修の上限設定や各グレードの標準割合に関わるルール作りを行う。大学をまたがる複数教員指導体制による履修指導・モニタリングを行うことで、単位の実質化を同委員会の責任の下で設計・運営する。

2. 単位の相互認定及び成績管理・学位授与プロセスの明確化

参加大学間で**評価・質保証委員会**を設置し、年1回の全体会合や委員会内ポータルを通じて、ACTS、UCTS、M-I-Tのいずれにも対応する単位互換、成績管理のシステムを整備する。同委員会にはメンバー8大学から各1名、**国際機関（アジア開発銀行）及び産業界から外部委員各1名**の合計10名が参加する。

同委員会では英語で実施する授業評価や成績管理記録等の根拠資料に基づき、教育目標及び知識・技能の獲得が実質的に達成されているか、名古屋大学等で導入済みのGPAを含む成績互換基準や大学をまた

がる教員による成績評価の相互チェックを通じ、客観性の高い成績管理が適切に行われているかについての点検・評価を協働で行う。さらに、講義・演習・インターンシップの質保証のための改善勧告権限を含む管理責任者（所属部局長・学科長等）を明示し、質保証の責任体制を明確化する。

3. 質の高い教育を提供するための教育体制

教員の国際公募は、名古屋大学やシンガポール国立大学等、参加大学の多くですすでに実績があり、本プログラムで雇用する教員はすべて国際公募とする。また、参加大学ではすでに英語での授業提供実績があり、本プログラムに参加する教員のほとんどは日本人・外国人を問わず英語での教育経験を有している。英語での教育等で国際連携に基づくFDの実績がある名古屋大学高等教育研究センターの協力を得て、評価・質保証委員会の委員を中心に本プログラム参加教員のためのFD実施責任者を参加大学に配置し、評価・質保証委員会の会合等を通じてFDプログラムを共同開発する。

② 相手大学（相手国）のニーズを踏まえた大学間交流の展開

- 相手大学が公的な認可等（相手大学の所在国における適正な評価団体からのア krediteーション、ユネスコの高等教育情報ポータルに掲載されている大学であること等）を受けている大学であるか。
- 相手大学における単位制度（授業時間を含めた学習量や単位の換算方法等）、学生の履修順序、単位の相互認定の手続、アカデミックカレンダーの相違等について留意し、交流するプログラムの内容に応じたサポートの実施等により、学生の履修に支障がないよう配慮されているか。
- 短期の交流から学位取得を見据えた長期の交流までの様々な形態の交流を含む多層的な構成で、大学間交流の発展に繋がるような柔軟で発展的なプログラム構成となっているか。
- 各国の人材育成ニーズに合わせた教育の提供に留意したものとなっているか。

【実績・準備状況】

1. **公的認可**：シンガポール国立大学、チュラロンコン大学、ガジャ・マダ大学、フィリピン大学ロスバニョス校はいずれも国を代表する総合国立大学であり、政府の認可を受けている。チュラロンコン大学とガジャ・マダ大学はアセアン大学ネットワーク（AUN）及び東南アジア高等教育機関連合（ASAIHL）に加盟し、シンガポール国立大学はアセアン大学ネットワーク（AUN）、東南アジア高等教育機関連合（ASAIHL）の他、国際ビジネススクール連合（AACSB International）にも加盟している。カンボジア王立法経大学、ハノイ法科大学、ホーチミン市法科大学も、それぞれの国における政府の認可を受けた国立大学である。

2. **単位制度・履修順序・単位の相互認定手続き・アカデミックカレンダー**：各大学の単位制度とアカデミックカレンダーに配慮した履修順序については、参加大学とメール及び面談によって、情報交換を継続している。単位の相互認定手続きについては、本学短期交換留学受入れプログラム（NUPACE）の協力を得て、そのノウハウを共有化している。

【計画内容】

1. 単位制度・履修順序・単位の相互認定手続き・多層的構成

(1) 単位制度と単位の相互認定

参加大学の単位制度は、1単位につき1週間に3時間の学習時間（講義1時間、宿題1時間、自主学习1時間）を要し、その15～16週分（1学期45～48時間）が一般的である。これは講義と演習に、予習・復習・課題への取組みを合算した名古屋大学の2単位分にほぼ相当する。また、学部の卒業所要単位は132～160単位で、成績認定は相対評価であり、GPAが導入されている。各参加大学の単位制度に基づき、相互認定システムや各評定ごとの割合について、評価・質保証委員会で調整する。

(2) アカデミックカレンダー・履修順序

日本（4～7月：10～2月）、カンボジア（9～1月：2～6月）、インドネシア（9～1月：2～5月）、フィリピン（6～10月：11～3月）、シンガポール（8～11月：1～5月）、タイ（6～9月：11～2月）、ベトナム（8/9～12/1月：1/2～5/6月）。4～6か月留学の場合の履修順序例は以下の通り。

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
名古屋大学（国際開発・法学・経済学・経営学） に当る基礎理論を学習				フィールドワーク・インターン シップ期間（2週間～2か月）			チュラロンコン大学（タイやASEANの経 済や社会について学習）			休暇	

3ヶ月未満の短期留学の場合は、フィールドワーク・インターンシップと短期集中講義を組み合わせたものとする。

2. 各国の人材育成ニーズに合わせた教育の提供

名古屋大学で基礎理論を教え、その前後に参加大学のニーズやアカデミックカレンダーに合わせてフィールドワークやインターンシップの機会を設ける。企業訪問やインターンシップを希望する場合と、援助機関（JICA 中部センター・国連地域開発センター・名古屋 NGO センター）のインターンシップを希望する場合が想定される。日本の開発経験を学ぶニーズがあれば、農村や行政組織を訪問する機会を提供する。

外国人学生の受入れ及び日本人学生の派遣のための環境整備 【①～③合わせて2ページ以内】

交流プログラムの実施に伴う受け入れる外国人学生及び派遣する日本人学生に対する生活や学修及び就職への支援やそのための環境整備について、①～③の内容を実績・準備状況を踏まえて、計画内容を具体的に記入してください。

① 外国人学生の受入れのための環境整備

- 外国人学生の在籍管理のための適切な体制が整備されているか。
- 受け入れた外国人学生が学業に専念できるよう、履修指導、教育支援員・TA等の配置、学内外での諸手続き支援、カウンセリング、宿舎、学内各種資料の翻訳、就職支援等のサポート体制の充実が図られているか。
- 単位認定可能な科目、履修体系・順序、単位の相互認定の手続、アカデミックカレンダーの相違等について、学生の履修に支障がないよう十分な情報提供を行う体制がとられているか。
- 国内外でのインターンシップによる企業体験の機会確保や、日本人学生の現地就職説明会参加、外国人学生の国内就職説明会参加、産業界からの講師等の派遣など、産業界との連携が十分に図られているか。

【実績・準備状況】

1. **在籍管理**：留学生には指導教員・留学生担当教員・日本人学生によるチューターを配置して、共同して在籍管理をし、随時勉学上・生活上の様々な相談にのっている。
2. **教育支援・宿舎等**：
 - (1) **教育支援**：演習等の授業科目にはTAを配置して、留学生の特別な学習ニーズに対応する体制を整えている。全学的には留学生センターがアドバイジング・カウンセリング部門をおいている他、部局単位の留学生担当教員が就職支援や奨学金情報の提供を含むアドバイジングを実施している。
 - (2) **文書の英語化**：大学の各種規程や広報・案内、学生対象文書等 1,300 件の英語化を行った。
 - (3) **宿舎**：新規渡日学生には大学設置の国際交流会館や大学が借り上げた宿舎等を提供している。これに加え、新規に70戸分の宿舎を学生に提供する準備がある。また、留学生が民間アパートと契約する際に、名古屋大学留学生後援会が連帯保証を行う「賃貸住宅入居に係る連帯保証事業」を実施している。
3. **就職支援**：全学の就職支援室や留学生センター、及び各部局の留学生担当教員が企業等からの求人情報を留学生に提供している。国際開発研究科は平成20年度、本学の留学生事業特別経費を活用し、外部のキャリアカウンセラーと協力して、外国人学生の国内就職希望者に対し、個別相談事業を実施した。この他、外国人学生を対象とした国内就職説明会を定期的に開催している。
4. **フィールドワーク・インターンシップ支援**：国際開発研究科は平成20年度と平成21年度に、チュラロンコン大学経営学プログラム修士課程海外実地研修を受け入れ、東海地方の企業訪問を含む実地研修実施に関わった。

【計画内容】

1. **教育に関わる情報提供**：本交流プログラムで提供される授業の内容について、ウェブ上の電子シラバスで概要・到達目標・成績評価基準・各回の講義内容・予習復習事項、参考資料を明示し、公開する。学生がインターネット上から電子シラバスにアクセスし、いつでも閲覧できるようにする。また、インターネット上の電子掲示板を活用し、学生が質問や相談を掲載したり、課題を提出することができるようにする。
2. **教育支援**：3ヶ月以上滞在する外国人学生に対し、各1名のチューターを配置し、学習・生活支援を行う。
3. **フィールドワーク・インターンシップ支援**：外国人学生が東海地方にある企業や行政機関を訪問したり、インターンシップを経験できる体制を整えるため、日本のビジネスの基本を理解している特任教授と特任助教を雇用する他、産業界から講師を迎え、短期集中の座学を提供してもらう。
4. **就職支援**：留学生担当教員と協力し、希望する外国人学生には個別、もしくは集団で就職相談会に参加できる体制を整える。

② 日本人学生の派遣のための環境整備

- 留学中の日本人学生が学業に専念できるとともに、帰国後の学業生活や就職活動等にも支障のないよう、留学中の日本人学生への必要な情報の提供やインターネット等を通じた相談体制の構築等がなされているか。
- 日本人学生に対して、海外への派遣前から帰国後にわたり、履修面・学習面・生活面にわたるサポート（履修指導、交流に関する情報の提供、相談サービスの実施、就職支援等）が推進されているか。
- 単位認定可能な科目、履修体系・順序、単位の相互認定の手続、アカデミックカレンダーの相違等について、学生の履修に支障がないよう十分な情報提供を行う体制がとられているか。

【実績・準備状況】

1. **留学支援と情報提供**：本学では留学希望者に説明会、シンポジウム等を開催して交換留学に関する情報提供を行い、留学動機や留学の位置づけを教育的立場から支援している。派遣決定学生に対しては、交換留学準備オリエンテーションや出発前オリエンテーションを開催し、危機管理を含めた出発までの支援を行っている。また、異文化理解出前講座やメンタルヘルス講座を開催し、生活面でのサポートも推進している。帰国学生に対しては、留学フェアやシンポジウムでの発表の機会を与えることで、留学を振り返り、就職活動等今後に繋げることができるよう支援している。その他派遣前から派遣後まで、派遣担当教員との面談やメールを通じたコミュニケーションを個別に実施している。

2. **留学前準備教育**：本学では平成21年度より、英語新カリキュラム「Academic English」を設け、特に日本人学生の英語力強化に取り組んでいる。また、国際開発研究科がアジアで実施している「海外実地研修」が、ASEAN諸国への長期留学を希望する学生にとって、事前準備の役割を果たしている。

3. **就職支援**：全学の就職支援室が各種サポートを行っている他、法学研究科・法学部には常勤の就職担当教員を配置している。

【計画内容】

1. **情報提供・事前準備**：本交流プログラムについての情報は、プログラム運営委員会が開催する説明会を通じ、学部・大学院1年次の学生に周知させる。関心のある学生を対象に、学部生は2年次に、大学院生は1年次前期に募集をかけ、選抜する。選抜された学生には、留学先大学のアカデミックカレンダーを念頭におき、準備教育のために適切な履修計画を立てるよう支援する。また、特任助教の講義によって、演習を中心に事前学習を施す。さらに、履修が望ましい大学院の授業は学部生にも開放し、学部・大学院の枠を超えた一貫した準備教育の体制を整える。SENDプログラム該当者は、**名古屋大学及び現地 SEND コーディネーターの指示に従って**、日本語教育支援や日本文化紹介のための準備教育を派遣前後に受ける。

2. **相談体制**：派遣先大学には毎年プログラム運営委員と特任助教を派遣し、各種打ち合わせをすると同時に、派遣された学生と面談し、相談を受けつける。また、ウェブ上に設けた電子掲示板を通じ、派遣された学生が感想や直面する問題を書き込めるようにする。

3. **就職支援**：帰国後の就職に関しては、本交流プログラム実施を通じて民間企業やNGOを含む援助機関と連携を強め、プログラム修了者の就職機会創出につなげる体制を整える。また、自らがBOPビジネスを起業する意欲をもった学生に対しては、行政や民間組織によるソーシャル・ビジネス起業支援活動と連携して支援体制を整える。

③ 関係大学間の連絡体制の整備

- 外国人学生及び日本人学生へのサポートが円滑及び適切になされるよう、関係大学間の十分な連絡・情報共有体制が整備されているか。
- 大学間交流の発展に向け、参加学生のOB会の立ち上げ等、卒業・修了後の継続的サポート体制の構築等が図られているか。
- 緊急時、災害時の対応のための留学中の日本人学生や受け入れた外国人学生をサポートするリスク管理への配慮が十分になされているか。

【実績・準備状況】

1. **参加大学間の連絡体制**：本交流プログラムに参加する大学は、シンガポール国立大学を除けばいずれも本学と大学間・部局間の学術交流協定を結んでおり、緊密な連絡体制を構築してきた。法政国際教育協力研究センターがベトナム・カンボジアに設置した日本法教育研究センター（インドネシアにも設置予定）とは、本学とテレビ会議システムによって情報共有ができる体制が整っている。

2. **同窓会**：国際開発研究科は約300名いる学生の半数はアジアを中心に30カ国を上回る国々から来た外国人学生である。名古屋大学全体としても毎年千人以上の外国人学生を受け入れており、それぞれ国内外で活発な同窓会組織を構築している。

3. **緊急時の対応**：本学は東海地震の危険域にあることもあり、全学的な防災対策が整っている。災害対策室が防災対策を含めた総合的な情報提供にあたっている他、携帯電話等を用いた災害時の安否確認・登録システムが構築され、東日本大震災の際にも活用されている。

【計画内容】

1. **参加大学間の連絡体制**：本交流プログラムの運営委員会が年1回の定期会合をもつ他、名古屋大学の運営委員・特任助教が個別に毎年各国を訪問する。また、テレビ会議を用いた打ち合わせを実施する。

2. **学生間の交流組織化**：電子掲示板を用いて、参加学生のネットワークを組織化し、卒業・修了後もこのネットワークを関係者が国際協力事業に活用できる体制を整える。

3. **緊急時の対応**：海外で災害等の緊急事態が発生した場合には、該当する地域に本学学生が留学を含め渡航しているかどうかを渡航前の本人の届け出により確認する。渡航学生がいれば、渡航前の登録情報に従って緊急連絡先に安否を確認する。国内で災害等の緊急事態が発生した場合、受け入れた外国人学生を含む全ての大学構成員の緊急連絡用アドレスへ連絡し、安否を確認する。

様式 4

構想の実施に伴う大学の国際化と情報の公開、成果の普及 【①～④合わせて2ページ以内】

構想の実施に伴う大学の国際化と情報公開、成果の普及について、①～④の内容を実績・準備状況を踏まえて、計画内容を具体的に記入してください。

① 構想の実施に伴う大学の国際化

- 質の保証を伴った大学間交流の充実・発展のため、実施大学だけでなく他大学の学生も参加できる取組が設けられるなど柔軟で発展的なものとなっているか。
- 大学の国際化に向けた戦略的な目標等において、構想の意義及び方向性を明確に位置づけるとともに、相手大学も含めた組織的・継続的な教育連携を実施する体制が構築されているか。

【実績・準備状況】

1. 他大学の学生の参加

本学法学研究科・法学部は本プログラム実施大学の他、ウズベキスタン、モンゴルにも日本法教育研究センターをもち、日本語による日本法教育を実施している。さらにキャンパス・アジアにおいて中国・韓国の大学とも学生交流を実施している。国際開発研究科は JSPS「平成 20 年度アジア・アフリカ学術基盤形成事業」を実施して以来、ASEAN 地域の大学（ガジャ・マダ大学、チュラロンコン大学、フィリピン大学ロスバニョス校、シンガポール国立大学を含む）と ANDA ネットワークを通じた交流の実績をもつ。また、毎年 ASEAN 各国を中心に実施している海外実地研修を通じ、過去には王立プノンペン大学やチェンマイ大学の学生と現地で共同学習を行った実績もある。これらの大学とも、以来良好な関係を維持している。

2. 大学の国際化

名古屋大学では、国際化の理念を「名古屋大学から Nagoya University へ」（濱口プラン）に表しているように、大学における活動のあらゆる要素において国際化に取り組んできている。国際学術コンソーシアム AC21 やキャンパス・アジア、大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業（G30）等様々な英語コースの提供を通じて留学生の受入れ・派遣に組織的に取り組んでいる。さらに、外国人教員の受入れ、学内文書の日英併記の取り組み（名古屋大学学内情報翻訳データベース（NUTRIAD）の構築）等、キャンパスの国際化に向けた努力を行っている。

【計画内容】

1. 開かれた国際会議の開催

毎年 1 回、評価・質保証委員会の会合に合わせ、参加学生の報告を含む国際シンポジウムを開催する。この国際シンポジウムは、上記 ANDA ネットワーク大学を始め、本事業実施大学以外の ASEAN 諸国の大学生にも開かれたものとし、本構想による事業の成果を公開する。国際シンポジウムの開催と合わせて、同窓会による参加学生間の関係強化も図る。

2. 大学の国際化

本学では本構想を、上述した大学の国際化戦略の一環と位置づけ、これまで以上に活発な学生・教員間の交流を組織的・体系的に推進する。特に ASEAN の大学とこれまで維持してきた ANDA ネットワークを通じた研究交流を、学生レベルの交流にまで拡大し、研究と教育両面からこれまで以上に密接な連携を強化する。

② 事務体制の強化

- 本事業の取組に対応するため、事務局機能を強化するなど構想をサポートする全学的体制の充実（交流にかかる業務が一部の教職員に偏らないよう、窓口となる担当部署を設定し、教職員間の情報共有、意思疎通や各種問い合わせへの対応、プログラム運営上の関係者間の調整など）が図られているか。
- 招聘した外国人教員や外国人学生とのコミュニケーションを図れる程度の能力を有する事務職員を配置できるよう、事務職員の能力向上を推進しているか。

○体制の充実

【実績・準備状況】

名古屋大学では、平成 23 年度大学の世界展開力強化事業における学生交流プログラムがすでに開始され、事務体制は組織的に全学規模に及んでいる。

【計画内容】

本プログラムは、G30 を通じた本学の国際化と相補的な関係になっており、担当事務の支援、宿舎の確保や学生の生活支援、予算の執行等は本部の関係部署が連携して取り組む。

○事務職員の能力向上

【実績・準備状況】

名古屋大学では「事務部門の国際化アクション・プラン 2010（2011 年 3 月策定）に基づき、計画的に

事務職員の能力向上を図っている。具体的には、能力レベルに応じた英語研修の機会を設ける他、実務研修(E-mail 研修、在留資格説明会等)、さらに異文化理解講座の提供等である。語学能力を有する人材の優先配置として、語学力が必要な業務の適切かつ円滑な遂行を図るため、部局の庶務及び教務担当掛に語学堪能な者を順次配置し、留学生数の多い部局及び国際プログラム群の実施部局に対して優先的に配置している。

【計画内容】

国際業務対応人材の育成として、外国の高等教育に関する情報収集力、分析力、及びこれらを活用した交渉力の向上を図るため、国内他機関における関係業務を経験させる他、海外研修を始めレベル別の英語研修を実施し、業務上の語学力を含めた能力のレベルアップを図る。また、留学生受入れや学生の海外への派遣の際に行うこととなる業務に必要な知識と、その活用を OJT や実務研修を通じてさらに高める。

③ 構想の実施、達成・進捗状況の評価体制

- 構想の実施、達成状況の評価し、改善を図るための評価体制が整備されているか。

【実績・準備状況】

名古屋大学では、G30 を推進するに際し、「G30 意見交換会」を全学組織として立ち上げた。2 年間で 30 回に及ぶ会合を開催し、教育プログラム設計、関連要項及び規程類の整備、新たな人事制度等、外国人学生受入れと外国人教員雇用を円滑に進めるために必要な事項を議論し、その実施体制の整備を行ってきた。この「G30 意見交換会」を、平成 23 年 11 月から「国際教育運営委員会」という大学の国際化に責任をもつ組織に移行した。

【計画内容】

上述の「国際教育運営委員会」の内容を充実化し、より広範な大学の国際化全般に責任をもつ組織へと強化する。本プログラムの進捗状況についても、この「国際教育運営委員会」が評価と改善について責任を負うものとする。

④ 国内外への情報提供の方法・体制

- 質を保证する観点や学生の適切な判断・選択に資する観点から、取組の実施状況等や交流プログラムの詳細など必要な情報について、外国語による提供も含め、積極的に情報の発信を行うものとなっているか。
- 中央教育審議会大学分科会国際的な大学評価活動に関するワーキンググループ「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」（平成 22 年 6 月）が掲げる、国際的な活動に特に重点を置く大学において公表が望まれる項目について、大学のグローバル化に向けた戦略的な国内外への教育情報の発信を行うものとなっているか。
- 取組を通じて得られた成果について、ホームページ等による公表の他、報告会、発表会等の報告の場を設けて、各大学や学生、産業界等への普及を図るものとなっているか。

【実績・準備状況】

名古屋大学では、教育・研究・社会貢献等、様々な情報発信をホームページを通じて行っている。多言語化にも取り組んでおり、日・英・中に対応したページが準備されている。これと並行して、大学の活動を紹介するパンフレットを多言語で作成し、海外の拠点や世界各地で開催される大学フェア、高等教育関連国際会議、リクルート活動等を通じて広く配布している。G30、本事業を含めた学生交流プログラムについても、ホームページを通じて情報発信を行っている。また、各研究科・学部とも、カリキュラム等教育に関する情報は日英両言語でウェブサイトにて公開している他、日英両言語で紹介冊子を毎年作成して、学術交流協定締結校等に配布している。研究成果は「国際開発研究フォーラム」、「法政論集」、「経済科学」（日英両方）で発信し、紀要には留学生も含めて投稿できる機会を設定している。法政国際教育協力研究センター(CALE)から CALE Books、CALE Discussion Papers、CALE Booklets の 3 シリーズが刊行されている他、国際経済研究政策センター(ERC)は英語による ERC Discussion Papers を刊行している。国際開発研究科は Discussion Paper・紀要 (Journal of International Development Studies) を含め、すべての研究刊行物を日英両対応としている。

【計画内容】

本プログラムの活動について、参加大学と共同して国際発信を進め、国際協力分野での教育・研究における日本・アジアから世界への発信力の向上に寄与する。ウェブサイト及びパンフレットを教授言語である英語で作成し、学生・教員に関する国籍別一覧を含めた基本情報、教育課程及びその水準に関する方針、研究成果及びその水準、プログラム及び各大学の国際連携・戦略・指針、自己点検・評価結果、交換学生への対応等を、ASEAN の各大学や日本の大学の学生が理解しやすい形で発信する。また、毎年一度参加大学を集め国際シンポジウムを開催し、その成果を報告書にまとめ、本プログラムの活動についての日本・ASEAN、そして世界への周知に努める。さらに、名古屋大学の留学生センター、高等教育研究センター等と連携協力し、名古屋大学ポータル (大学 E ポータル) で、学生が本プログラムに参加し、国際経験を積むための学習ポートフォリオを通じた支援や学生間の相互発信を奨励する。

<p>達成目標 【①、②、③で2ページ以内、④、⑤はそれぞれ1ページ以内、⑥は国内連携大学数及びプログラム数に応じたページ数】 本構想を実施することによって達成しようとする目標について、下記の点に留意し、①～⑥に具体的に記入してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民にとって分かりやすい具体的な目標が設定されているか。 ○ アウトプットだけでなくアウトカムに関する具体的な目標が設定されているか。
<p>① 養成しようとするグローバル人材像について</p>
<p>(i) 構想全体の達成目標（事業開始～平成28年度まで）</p>
<p>1. 具体的な達成目標・アウトカム 本構想は、援助をする側（ドナー）の経済的及び外交的利益と開発援助とを、これまで以上に明示的に結びつけようとする国際協力の新しいモデルが東・東南アジアを中心に浮上する中、援助をする側・受ける側双方の経済、法制度、政治、外交、社会・文化に精通し、なおかつ国際開発のアプローチを理解する次世代国際協力リーダー養成を達成目標とする。より具体的には、本プログラムを修了した学生は、日本や ASEAN 各国の政府行政機関や、国際機関・NGO・民間企業に身をおくか、もしくは自らが起業家となって、援助の伝統的担い手である非営利開発援助機関と、営利追求が基本である民間企業の間を橋渡しするビジョンをもった新しい時代の国際協力リーダーとなることが期待される。こうした国際協力リーダーを養成することを通じ、変わりゆくアジアの援助力学を先導し、ASEAN 地域と日本がともに貧困削減と経済発展を達成できる新時代の国際協力のあり方をモデル化する。このモデル化を通じ、長年開発援助の王道と考えられてきた人道主義を中心とする欧米型援助モデルに対し、援助する側と援助される側の二分法から脱却した「国際協力」の新しい考え方を、国際社会に発信していく。</p>
<p>2. 質の保証を伴った大学間交流の枠組み形成 「ASEAN 地域発展のための次世代国際協力リーダー養成プログラム」を実施するために、①8 大学コンソーシアム、②プログラム運営委員会、③評価・質保証委員会、④交流プログラム・ガイドラインを設ける。このガイドラインは、国際開発研究科が ASEAN 地域で構築している ANDA 研究ネットワークに参加する大学を中心に、コンソーシアム外の大学が参加することを可能にするため、開かれた内容とする。</p>
<p>(ii) 中間評価までの達成目標（事業開始～平成25年度まで）</p>
<p>1. 中間評価までに①8 大学コンソーシアム、②プログラム運営委員会、③評価・質保証委員会を設置し、さらに④8 大学交流プログラム・ガイドラインを策定する。 2. コンソーシアムに参加する大学は、中間評価時までに本構想で設定するコア・カリキュラムに相当する共通講義に加え、すでに開講されている他の英語講義を提供する。 3. 到達目標であるグローバル人材育成のために必須なコミュニケーション能力向上を測るため、英語の能力に関するスタンダードを設定する。また、学生の異文化理解活用力、社会人基礎力、プレゼンテーション能力の向上を測るための評価方法を策定する。</p>
<p>②—1 学生に修得させる具体的な能力のうち、一定の外国語力スタンダードをクリアした学生数の推移について</p>
<p>(i) 外国語力スタンダードの基準及び基準を定めた考え方</p>
<p>①事業開始時に多くの学生が、また完成年度においてすべての学生が到達していることが期待される基準 英語：派遣時 iBT・TOEFL80 点、TOEIC730 点 ②事業開始時に一部の学生が、また完成年度において半数程度の学生が到達することが望ましい基準 英語：卒業時 iBT・TOEFL100 点、TOEIC880 点 上記基準を設定した考え方は、(1) プログラムにおける使用言語が英語なので、大学の授業で用いられる程度の英語は習得済みである必要があること、(2) 派遣先国で日本の言語・文化について伝達する上で、英語を用いる必要があること、(3) 派遣後に国際社会で活躍できるグローバル人材になっていくことが期待されるため、英語による文献や資料を読みこなす能力が必要とされること、である。</p>
<p>(ii) 構想全体の達成目標及び達成までのプロセス（事業開始～平成28年度まで） (※複数の基準を設けている場合は、それぞれの目標を明示すること)</p>
<p>次年度派遣学生について：年度末までに、上記(i)①の英語スタンダードを 90%の学生が達成することを目標とする。 過年度派遣学生について：年度末までに、上記(i)②の英語スタンダードを 60%の学生が達成することを目標とする。</p>

<p>(iii) 中間評価までの達成目標及び達成までのプロセス（事業開始～平成25年度まで） (※複数の基準を設けている場合は、それぞれの目標を明示すること)</p> <p>次年度派遣学生について：年度末までに、上記(i)①の英語スタンダードを80%の学生が達成することを目標とする。 過年度派遣学生について：年度末までに、上記(i)②の英語スタンダードを40%の学生が達成することを目標とする。</p>
<p>②—2 学生に修得させる具体的能力のうち、「②—1」以外について</p>
<p>(i) 構想全体の達成目標（事業開始～平成28年度まで）</p> <p>1. 異文化理解活用力 多文化環境の中で、異文化を尊重しつつ、自分のよってたつ文化を再認識し、国際社会で臆せず発言し、行動する能力を養う。本能力について、派遣前に学生による自己評価と教員による5段階評価（5が最高）を実施する。事業開始時に多くの学生が、また完成年度においてすべての学生が自己評価及び教員評価により4に到達していることが期待される。</p> <p>2. 社会人基礎力 職場や地域社会等、大学を超えた広い社会の中で、多様な価値観や考え方を尊重し、その中で自分の意見や考え方を責任をもって表明できる能力を養う。本能力について、派遣前に学生による自己評価と教員による5段階評価（5が最高）を実施する。事業開始時に多くの学生が、また完成年度においてすべての学生が自己評価及び教員評価により4に到達していることを目標とする。</p> <p>3. コミュニケーション・プレゼンテーション能力 学習の場や社会で重要な役割を果たす「伝える力」を、特に国際的な場で発揮できる能力を習得してもらう。本能力について、派遣前に学生による自己評価と教員による5段階評価（5が最高）を実施する。事業開始時に多くの学生が、また完成年度においてすべての学生が自己評価及び教員評価により4に到達していることを目標とする。</p>
<p>(ii) 中間評価までの達成目標（事業開始～平成25年度まで）</p> <p>各能力とも、上記の評価方法により、中間評価までに過半数の学生が自己評価及び教員評価により、4レベルにあることを目標とする。</p>
<p>③ 質の保証を伴った大学間交流の枠組みの形成及び拡大に向けた具体的な取組について</p>
<p>(i) 構想全体の達成目標（事業開始～平成28年度まで）</p> <p>1. カリキュラムの整備：プログラム運営委員会の下に、学生参加を重視した少人数のコースワークと、インターンシップやフィールドワークの実践的カリキュラムを有機的に結合させ、望ましい履修順序をモデル化する。</p> <p>2. 評価・質保証委員会の組織化：各参加大学から1名ずつの内部委員と、国際機関（アジア開発銀行）及び産業界から各1名ずつの外部委員を選び、評価・質保証委員会を組織し、年1回の全体会合を開く他、随時必要事項を委員会内ポータルで議論できる体制を整える。</p> <p>3. 透明性の高い厳格な成績・出口管理・単位の実質化：各講義・演習のシラバス、フィールドワーク・インターンシップの実施計画を整備する。その中で教員の国際経験を中心としたプロフィール、学習目標、獲得できる知識・技能、具体的な授業方法、成績管理の方法について明示する。また、自己学習の時間を含めた各単位の学習時間を要素別に明示し、学習時間による履修の上限設定や各グレードの標準割合に関わるルール作りを行う。</p> <p>4. 教員の国際公募とFDプログラムの開発：教員の国際公募を推進する他、本プログラム参加教員のためのFDプログラムを共同開発する。</p> <p>5. 相互単位認定制度の整備：参加大学間で単位の相互認定制度を整備し、将来はダブル・ディグリー制度に発展させる。</p>
<p>(ii) 中間評価までの達成目標（事業開始～平成25年度まで）</p> <p>1. プログラム運営委員会を組織し、コースワークとインターンシップ・フィールドワークによる実践が有機的に結合するカリキュラムを整備し、望ましい履修順序を明示化する。</p> <p>2. 評価・質保証委員会の構成員を決定し、全体会合を開催して評価・質保証の枠組みについて合意する。</p> <p>3. 参加大学間で自己学習の時間を含めた各単位の学習時間について合意形成をはかり、単位の相互認定制度を整備する。</p>

④ 本構想において海外に留学する日本人学生数の推移

現状（平成24年5月1日現在）※1

8人

(i) 日本人学生数の達成目標

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
合計人数	12人	52人	52人	52人	52人
単位取得を伴う派遣学生数	(0人)	(10人)	(10人)	(10人)	(10人)
上記以外	(12人)	(42人)	(42人)	(42人)	(42人)
うち、SENDプログラム該当者数	(12人)	(16人)	(16人)	(16人)	(16人)
構想全体の達成目標（事業開始～平成28年度まで）				220人（延べ数）	
中間評価までの達成目標（事業開始～平成25年度まで）				64人（延べ数）	

(ii) 目標を設定した考え方及び達成までのプロセス（構想全体、中間評価までの双方について）

学期単位の派遣（単位取得を伴う派遣）：

日本の学年歴で学部生は原則として3年次後期に半期間留学する。8月から11月までの間に渡航し、同年12月から翌年3月の間に帰国することを想定している。大学院生の場合は、原則として博士前期課程1年後期に半年間留学することとする。最初の年度は準備半ばであることを考慮し、学部生・院生合わせて12名の短期派遣のみを予定している。次年度からは経済学部・法学部の学部生と、国際開発研究科・経済学研究科・法学研究科の大学院生合わせて10名を半期間（4～6ヶ月）留学させてコースワークを履修させるとともに、2週間から2か月のフィールドワークやインターンシップを組み合わせる。学期単位の派遣学生10名については、原則として全員が単位取得を伴う派遣学生とする。

短期集中プログラムへの派遣（単位取得を伴わない派遣）：

学部生・院生あわせて42名を、現地大学での単位取得を目的とせずに2週間から2か月の短期集中コースに参加させる（ただし、名古屋大学側では演習や実地研修科目として単位認定をする）。ガジャ・マダ大学、カンボジア王立法経大学、ハノイ法科大学、ホーチミン市法科大学に毎年各3名ずつ派遣する学生、及びシンガポール国立大学に毎年10名派遣する学生は、それぞれの大学で短期集中の座学を受け、現地の日系企業や法曹機関を訪問する。平成25年度と平成26年度にカンボジアに派遣する20名の学生は、国際開発研究科が実施する海外実地研修生で、カンボジア王立法経大学をパートナー校として協力を仰ぐ予定である。平成27年度と平成28年度に関しては、国際開発研究科が実施する海外実地研修のパートナー校はフィリピン大学ロスバニョス校とし、各年度に20名ずつを同校に派遣する。

SENDプログラム：

日本法教育研究センターをすでにもつハノイ法科大学・ホーチミン市法科大学とカンボジア王立法経大学、及び日本法教育研究センターの設立が準備されているガジャ・マダ大学に、初年度は短期で12名を派遣し、全員をSENDプログラム該当者とする。次年度からは、これらの短期派遣学生（国際開発研究科が海外実地研修のために短期派遣する学生を除く）と、同4大学に学期単位で派遣される4名を加え、16名をSENDプログラム該当者とする。彼らは日本法教育研究センターを拠点として、名古屋大学及び現地に配置するSENDコーディネーターの指示に従って、日本語教育支援や日本文化紹介プログラムを手伝う。

※1 現状は、本構想の取組単位（全学、学部等）における平成24年5月1日現在の人数を記入すること。

（大学名：名古屋大学）（申請区分：II）

⑤ 本構想において受け入れる外国人学生数の推移

現状（平成24年5月1日現在）※1

440人

(i) 外国人学生数の達成目標

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
合計人数	0人	48人	48人	48人	48人
単位取得を伴う 受入れ学生数	(0人)	(18人)	(18人)	(18人)	(18人)
上記以外	(0人)	(30人)	(30人)	(30人)	(30人)
構想全体の達成目標（事業開始～平成28年度まで）				192人（延べ数）	
中間評価までの達成目標（事業開始～平成25年度まで）				48人（延べ数）	

(ii) 目標を設定した考え方及び達成までのプロセス（構想全体、中間評価までの双方について）

学期単位の受入れ：

学部3年生を半期間受け入れることとし、相手大学のアカデミックカレンダーに従って、原則として4月に来日してもらい、同年7月から10月の間に帰国してもらうことを想定している。大学院生の場合は、博士前期課程1年の間に半期間受け入れる。最初の年度は準備半ばであることを考慮し、受入れは予定していない。平成25年度からは経済学部・法学部の学部生と、国際開発研究科・経済学研究科・法学研究科の大学院生合わせて10名を受け入れ、コースワークを履修してもらうとともに、2週間から2か月のフィールドワークもしくはインターンシップを組み合わせ、学期の前後に参加してもらう。これらの外国人学生のうち、単位取得の要件を満たしたものは、原則として全員名古屋大学の単位を取得できることとする。

短期集中プログラムへの受入れ：

初年度は準備状況を考慮して、外国人学生の受け入れを予定していない。平成25年度からは国際開発研究科がチュラロンコン大学の海外実地研修を名古屋で実施した実績をもつことから、チュラロンコン大学から15名と、同じく名古屋での企業訪問を希望しているシンガポール国立大学から15名を短期で受け入れ、短期集中の座学とフィールドワークまたはインターンシップを組み合わせ提供する予定である。この他、ガジャ・マダ大学、ハノイ法科大学、ホーチミン市法科大学、カンボジア王立法経大学から、毎年2人ずつ、3週間の受入れを予定しており、彼らには単位取得を前提に、集中講義と法曹機関訪問やインターンシップを組み合わせ受講してもらう。平成26年度以降は、平成25年度を踏襲して実施する。

単位取得を伴う受入れ学生：

上述した学期単位の受入れ学生10名に、ガジャ・マダ大学、ハノイ法科大学、ホーチミン市法科大学、カンボジア王立法経大学から短期集中プログラムに受け入れる学生8名を合わせた合計18名を、単位取得を伴う受入れ学生とする。

※1 現状は、本構想の取組単位（全学、学部等）における平成24年5月1日現在の人数を記入すること。

⑥交流する学生数について

(i)本構想で計画している交流学生数

各年度の構想全体の派遣及び受入合計人数(交流期間、単位取得の有無は問わない)。	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入
		12名	0名	52名	48名	52名	48名	52名	48名	52名

(ii)国内大学及び交流プログラムごとの交流学生数

① 単位取得を伴う交流期間3ヶ月未満の交流人数、② 単位取得を伴う交流期間3ヶ月以上の交流人数

③ 上記以外の交流期間3ヶ月未満の交流人数、④ 上記以外の交流期間3ヶ月以上の交流人数

1.【代表申請大学】

大学名		平成24年度		平成25年度				平成26年度				平成27年度				平成28年度			
交流プログラム名(相手大学名)	交流方向	第3 四半 期	第4 四半 期	第1 四半 期	第2 四半 期	第3 四半 期	第4 四半 期	第1 四半 期	第2 四半 期	第3 四半 期	第4 四半 期	第1 四半 期	第2 四半 期	第3 四半 期	第4 四半 期	第1 四半 期	第2 四半 期	第3 四半 期	第4 四半 期
1 シンガポール国立大学	受入				2	①5			2	①5			2	①5			2	①5	
	派遣					2	③10			2	③10			2	③10			2	③10
2 チュラロンコン大学	受入				2	①5			2	①5			2	①5			2	①5	
	派遣					2				2				2				2	
3 フィリピン大学ロスバニョス校	受入				2				2				2				2		
	派遣						2			2			④20	2			④20	2	
4 ガジャ・マダ大学	受入				1	②2			1	②2			1	②2			1	②2	
	派遣		③3				1	③3			1	③3			1	③3			1
5 ホーチミン市法科大学	受入				1	②2			1	②2			1	②2			1	②2	
	派遣		③3				1	③3			1	③3			1	③3			1
6 ハノイ法科大学	受入				1	②2			1	②2			1	②2			1	②2	
	派遣		③3				1	③3			1	③3			1	③3			1
7 王立法経大学(カンボジア)	受入				1	②2			1	②2			1	②2			1	②2	
	派遣		③3			④20	1	③3			④20	1	③3					1	③3

④ 現地大学で単位は取得しないが、名古屋大学で単位認定するもの。

(大学名：名古屋大学)(申請区分：Ⅱ)

大学の世界展開に向けた取組の実績 【2ページ以内】

大学におけるこれまでの世界展開に向けた取組の実績について、本構想との関連性を踏まえつつ下記の点にも言及して具体的に分かりやすく記入するとともに、記入した内容の裏付けとなる資料を様式 11④に添付してください。

大学名	名古屋大学
------------	--------------

○ 英語による授業の実施や留学生との交流、海外の大学と連携して学位取得を目指すプログラムの開発等による国際的な教育環境の構築などに取り組んできた実績を有しているか。

○ 海外の有力大学が参加する国際的なネットワークへの参加や、単なる枠組の形成にとどまらない、実質的な交流が継続して行われてきた実績を有しているか。

○ 国際化に対応するため、外国人教員や国際的な教育研究の実績を有する日本人教員の採用や、FD等による教員の資質向上に取り組んできた実績を有しているか。

○ 英語のできる国際担当職員の配置、語学等に関する職員の研修プログラムなど、事務体制の国際化に取り組んできた実績を有しているか。

○ 厳格な成績管理、学生が履修可能な上限単位数の設定、明確なシラバスの活用等による学修課程と出口管理の厳格化など、単位の実質化に取り組んできた実績を有しているか。

【教員の国際化に向けた採用活動】

2011 (H23) 年 10 月に開講した名古屋大学の英語による学部及び大学院学位取得プログラムである国際プログラム群の教員人事を国際公募により行い、2010 (H22) 年度 2 名、2011 (H23) 年度 13 名、2012(H24)年度には 4 名の雇用を予定しており、プログラム群の授業体制の充実を図っている。

【教員の国際化に向けた FD 活動】

1)アメリカの大学が主催する授業研修に 2009 (H21) 年度 12 人と 2010 (H22) 年度に 12 人を派遣し、本学教員の英語による授業運営向上を図った。また、2009 (H21) 年度から、高等教育研究センターが主催して、「専門を英語で教える」「教員として留学生とどう接するか―授業や研究指導を通じて」等の研修を開催し、英語による教育や、多様な文化背景を持つ学生に対する授業方法等の能力向上に努めた。

2)国際プログラム群の入学試験評価について、2010 (H22) 年度及び 2011 (H23) 年度に海外からの専門家を招いて FD セミナーを実施した。

3)高等教育研究センターが学内外の教員と協力して作成した、英語で効果的な授業を行うためのポイントを解説し文例を表示した冊子（英語で授業シリーズ①大学教員のための教室英語表現 300）を、学内における英語授業の支援として、2009 (H21) 年度に全教授・准教授に送付した。

【英語による授業の実施や留学生交流の実績】

国際開発研究科国際開発専攻・国際協力専攻では、講義がほぼ全て英語で行われている。また、英語授業により学位が取得できる下記のプログラムを提供し、海外の大学と連携して優秀な留学生を受け入れている。

- * アジア法整備支援事業に寄与する人材育成プログラム（法学研究科 MC・DC）
- * ヤング・リーダーズ・プログラム（医学系研究科 MC）
- * 神経疾患・腫瘍の統合的研究を担う留学生育成プログラム（医学系研究科 DC）
- * 留学生のための最先端土木技術研究プログラム（工学研究科 DC）
- * 大気水圏科学留学生特別プログラム（環境学研究科 DC）
- * 国際環境人材育成プログラム（環境学研究科・工学研究科 MC）

1996 (H8) 年に、名古屋大学と連携する協定大学から、半年から 1 年の短期留学生（交換留学生）を受け入れるために、英語による講義を中心とする学部生向けの短期留学受入れプログラムを設立した。最近では、毎年 50 を越える協定大学から年間 80-90 名規模の短期留学生を受け入れてきており、15 年目の平成 23 年度末には累計 1,000 名の受入れ実績となっている。この受入れ実績は国立大学随一を誇る。

また、工学部・工学研究科では、2008 (H20) 年に英語による自動車工学サマープログラムを開始し、主に協定大学から約 30 名の学生を受け入れ、プログラムで取得した単位は、米国ミシガン大学を始め、派遣元大学で単位認定されるコース設計を行っている。

なお、2011 (H23) 年 10 月からグローバル 30 国際プログラム（学部 5 プログラム・大学院 6 プログラムの英語コース）が開講され、学部生 37 名、大学院博士前期課程 11 名、同後期課程 8 名の受け入れに伴って、国際的な教育環境が拡充されている。

【事務体制の国際化】

大学の運営指針「濱口プラン」における戦略上重要なターゲットである「名古屋大学から Nagoya University へ」の施策の一環として「事務部門の国際化アクション・プラン 2010」を踏まえ、以下の通り事務体制の国際化に取り組んでいる。

語学能力を有する人材の優先配置として、語学力が必要な業務の適切かつ円滑な遂行を図るため、部局の庶務及び教務担当掛に語学堪能な者を順次配置し、留学生数の多い部局及び国際プログラム群の実施部局に対して優先的に配置している。

国際業務対応人材の育成として、外国の高等教育に関する情報収集力、分析力、及びこれらを活用した交渉力の向上を図るため、国内他機関における関係業務を経験させるほか、海外研修を始めレベル別の英語研修及び英文 e-mail 研修を実施し、業務上の語学力を含めた能力のレベルアップを図っている。

また、日常の職務活動において、外国人受入れや海外への派遣の際に行うこととなる業務に関して必要となる知識とその活用を OJT や実務研修等を通じて習得させている。

【成績管理に関する取組実績】

学部段階においては、単位の実質化に向けて、学習目標や成績評価方法のシラバスへの記載を充実させる等の取り組みを進めており、また、学生の成績評価の面においては、成績評価基準の厳格化及び国際標準化を進めるために、2011（H23）年度入学生から成績評価基準をこれまでの4段階評価から、5段階評価へと変更し、GPA 制度を導入した。なお、法学部においては Web 上でシラバスを展開しており、オンラインでレポート等を提出できる仕組みを構築し、これを利用することで、リアルタイムに学生の学習状況を各教員が把握することを可能としている。

交流プログラムを実施する相手大学について 【ページ数については、作成・記入要領の P 14 を参照】

交流プログラムを実施する相手大学に関して、以下の①～②を具体的に分かりやすく記入してください。

① 交流実績（交流の背景）

相手大学との交流実績がある場合、その交流プログラムの内容や交流期間など交流実績が分かるように記入してください。（本構想における交流プログラムとの関連性や現在の交流の有無は問いません）

なお、交流実績がない場合、交流実績がなくとも本事業が実施できると判断した理由及び背景等を説明してください。

【シンガポール国立大学】

シンガポール国立大学は 1905 年に設立されて以来、東南アジア、中国、欧米やアフリカ等、100 か国以上の国から留学生を集めるアジアを代表する大学である。国際化、学術レベルともにアジアのトップ大学の一つであり、学生数は 36,000 人を超える。海外の協定校と 180 の学生交流プログラムを運営しており、これまでに 100 を超えるジョイント・ディグリーとダブル・ディグリーを認定した実績をもつ。とりわけ同大学の経営大学院は世界のトップレベルであり、本構想が目指す共同カリキュラムの中核を担う教育科目を提供している。こうした背景を踏まえ、同大学とは本事業を共同実施できるものと判断した。なお、シンガポール国立大学と名古屋大学とは、大学間学術交流協定を締結していないものの、国際開発研究科が 2008 (H20)～2010 (H22) 年度に実施した JSPS 「アジア・アフリカ学術基盤形成事業」(「グローバル化時代のアジアにおける新たなダイナミズムの胎動と産業人材育成」研究代表者：西村美彦国際開発研究科長) で同大学に ANDA 共同研究ネットワークへの参加を依頼して以来、トー・ムン・ヘン経営大学院准教授を中心に学術研究協力が続いている。国際開発研究科が実施した 2009 (H21) 年度、2010 (H22) 年度の JSPS 「若手研究者招聘事業」(申請代表者：岡田亜弥教授・島田弦准教授) にも、同大学の若手研究者が参加している。

【チュラロンコン大学】

本学国際開発研究科の長峯晴夫、若林満、江崎光男教授らは、2001 年 12 月にチュラロンコン大学を訪問し、経済学部長及び教育学部長と会談して、名古屋大学とチュラロンコン大学との大学間学術交流協定についての協議を行った。その翌年、2002 年 1 月の国際開発研究科委員会及び 2 月の関係部局連絡会議において、本研究科が窓口となり、チュラロンコン大学との大学間学術交流協定締結を推進することが了承された。また、2002 年 2 月 26 日付にてチュラロンコン大学経済学部長ティエンチャイ・キラナン教授より、チュラロンコン大学長が大学間交流協定書に署名する用意のある旨の書状が届き、これを受け、小川国際開発研究科長は、協定書調印に向け、本学側での手続きを進めた。こうした経緯を受けて、2002 年以來、名古屋大学とチュラロンコン大学は全学学術交流協定、及び授業料相互不徴収協定を締結して交流を継続している。

その一例として、チュラロンコン大学は、名古屋大学が実施している「国際学術コンソーシアム 21(Academic Consortium 21: AC21)の加盟大学にもなっており、2 年ごとに開催される「AC21 国際フォーラム」に参加して交流を深めている。AC21 は 2 年ごとに「AC21 学生世界フォーラム」も開催しており、加盟大学から選抜された学生が、これからの社会を担う世代としての社会的責任のあり方や、今後の地球環境のあり方等について、1 週間程度の合宿を通じて議論や研究報告を行っている。また、名古屋大学国際開発研究科は、大坪滋教授が実施責任者となり、2008 年 4 月 6-12 日名古屋で「タイ王国国家経済社会開発庁高官研修」を実施した。2008 年 10 月には木村宏恒・長田博教授が実施責任者となり、「チュラロンコン大学経営学プログラム修士課程海外実地研修」を名古屋で実施している。同研修は 2009 年 3 月には高橋公明教授が責任者となって、やはり名古屋で実施された。一方、国際開発研究科はチュラロンコン大学経済学部の協力を得て、2009 年までに合計 6 度の海外実地研修をタイで実施している。この海外実地研修でチュラロンコン大学側の実施責任者となったパイサン・レクタイ准教授を、2008 年 4～9 月、及び 2009 年 4～6 月に国際開発研究科の外国人客員研究員として招聘している。

より最近では、国際開発研究科が 2008 (H20)～2010 (H22)年度まで実施した JSPS 「アジア・アフリカ学術基盤形成事業」(「グローバル化時代のアジアにおける新たなダイナミズムの胎動と産業人材育成」研究代表者：西村美彦国際開発研究科長) において、チュラロンコン大学は 11 の拠点機関のうち、中心的役割を果たした。2009 年にはチュラロンコン大学をローカルホストとして、バンコクでアジア・アフリカ基盤形成事業の立ち上げ会議を行っている。その後同研究科は 2009 (H21) 年度、2010 (H22) 年度の 2 回、JSPS 「若手研究者招聘事業」(申請代表者：岡田亜弥教授・島田弦准教授) を実施したが、その際にもチュラロンコン大学は重要な交流相手機関であった。この他、本研究科教員が実施している科学研究費研究事業(基盤研究 A)「グローバリゼーションが開発途上国の貧困・格差に及ぼす影響の国際比較研究」(研究代表者：大坪滋教授) においても、チュラロンコン大学経済学部アドバイザーのパイサン・レクタイ准教授、経営学プログラム代表のチャライポーン・アモンヴァタナ准教授、チャイラット・エイムクルワット助教授が中心的役割を果たし、後者 2 名は 2010 年 11 月に国際開発研究科で開催された国際シンポジウムに参加している。2008 年には同研究科がアジア開発銀行と協力して実施する ADB-JSP 奨学金

プログラムの奨学生として、チュラロンコン大学修了生1名を同大学院プログラムに受け入れた。このように、チュラロンコン大学経済学部と本学国際開発研究科は長年にわたり信頼関係を築いており、本構想における連携パートナーとして今後も緊密な関係を築いていくことが期待される。

【フィリピン大学ロスバニョス校】

フィリピン大学は名前の通り、フィリピンの高等教育を代表するフィリピン最大最古の国立大学で、ディリマン校、マニラ校、ロスバニョス校、セブ校という4つの独立した分校から構成されている。本学国際開発研究科はフィリピン大学ロスバニョス校をパートナーとし、1994年に同校に近いカラバルソン地域で海外実地研修を実施した。この海外実地研修には、国際開発研究科の学生約30名が参加した。この研修に先駆けて、同校クイノ経済経営学部長が来日し、夏季事前演習として集中講義を行った。また、海外実地研修で協力を得たカラダ助教授は、研修終了後に外国人客員研究員として国際開発研究科に滞在し、カラバルソン計画に関する研究活動を行った。こうした実績をもとに、1994年、国際開発研究科はフィリピン大学ロスバニョス校公共政策学部と部局間学術交流協定、及び授業料相互不徴収協定を締結した。これら協定は、2000年及び2006年に更新され、現在に至っている。

同校は2000年及び2004年にも、国際開発研究科が実施する海外実地研修のパートナー校となり、同校が位置するラグーナ地方で海外実地研修を実施した。2004年には同大学公共政策学部からミモザ・コルテズ・オカンポ教授を、2008年にはアセル・ハビエール准教授を外国人客員研究員として招聘した。両者とも、同研究科で博士後期課程を修了し、博士号を授与された経歴をもつ。ミモザ・コルデス・オカンポ教授はJSPS「論文博士号取得希望者に対する支援事業」の支援を受け、1997～2000年まで毎年3か月間同研究科に研究滞在した他、2008年に名古屋大学国際開発研究科と環境学研究科が共同主催した国際シンポジウム「地球市民の視点から地球の未来を考える」で招待講演を行った。

国際開発研究科が2008(H20)～2010(H22)年度まで実施したJSPS「アジア・アフリカ学術基盤形成事業」(「グローバル化時代のアジアにおける新たなダイナミズムの胎動と産業人材育成」研究代表者：西村美彦国際開発研究科長)においては、フィリピン大学ロスバニョス校は11の拠点機関に含まれ、アセル・ハビエール准教授がバンコクで開かれたセミナーで研究発表を行った。その後同研究科は2009(H21)年度、2010(H22)年度の2回、JSPS「若手研究者招聘事業」(申請代表者：岡田亜弥教授・島田弦准教授)を実施したが、その際にも同校から若手研究者が来日している。この他、本研究科教員が実施した科学研究費研究事業(基盤研究B)「貧困緩和のための政府政策」(1999～2001年度、研究代表者：木村宏恒教授)では、同校教員4名を含む国際共同研究を実施した。以上のように、同校と名古屋大学国際開発研究科は長年にわたり信頼関係を築いているため、本構想においても中心的役割を担ってもらえることが期待される。

【ガジャ・マダ大学】

ガジャ・マダ大学はジャワ文化の中心地ジョグジャカルタ市に所在し、1949年に創設されたインドネシア最古の、かつ18学部、学生数約55,000人(うち大学院生約14,000人)を擁する最大の総合大学である。本学とは、1995年に学術交流協定を交わして以来、国際学術コンソーシアム(AC21)等を通じて継続的に堅調な交流が実施されている。特に、本学国際開発研究科はガジャ・マダ大学社会政治学部との研究者交流、共同研究を重ねてきた他、同大学の協力のもとに2010(H22)年度から2年間継続して学生の海外実地研修をジョグジャカルタ近郊で実施した実績がある。さらに、国際開発研究科が2008(H20)～2010(H22)年度に実施したJSPS「アジア・アフリカ学術基盤形成事業」(「グローバル化時代のアジアにおける新たなダイナミズムの胎動と産業人材育成」研究代表者：西村美彦国際開発研究科長)において、ガジャ・マダ大学は11の拠点機関に含まれ、社会政治学部のナナン・メガセジャティ副学部長及びスハルコ准教授が、インドネシアのガバナンス体制について主要な研究貢献を行った。

また、法学研究科・法政国際教育交流研究センターとガジャ・マダ大学法学部とは、アジア14か国の法学研究機関が加盟するALIN(Asian Legal Information Network)等を通じた研究交流・協力を実施するとともに、若手研究者を中心とする研究交流の実績も有している。特に、2009(H21)～2011(H23)年度JSPS「アジア・アフリカ学術基盤形成事業」(「法整備支援のためのインタラクティブな比較法研究拠点の強化」研究代表者：市橋克哉法学研究科教授・法政国際教育交流研究センター長)では、ガジャ・マダ大学を拠点機関として、通貨金融危機、スハルト退陣後のインドネシアにおける法制度改革と民主化の関係について共同研究を行った。

なお、法政国際教育交流研究センターの平中英二特任教授は、インドネシア共和国国民教育省の高等教育アドバイザー(2002年から3年間)として、国有法人転換後の大学経営を模索するガジャ・マダ大学に対して、技術協力案件「産学地連携総合計画プロジェクト」(2006<H18>年度から3か年間)の導入に貢献した経緯もあり、同大学のスジャールワディ学長及びレトノ上級副学長等の執行部と名古屋大学との交流が円滑に進められている。

【ホーチミン市法科大学】

ホーチミン市法科大学は、ベトナム中南部で唯一の法律専門大学として 1982 年ホーチミン市に設立された教育訓練省管轄下の国立大学である。1999 年の学術交流協定締結以来、同大学の若手教員を、法学研究科の修士・博士課程に文部科学省研究留学生等として 11 名受け入れ、同大学教員の質の向上に貢献してきた。

また、これまで同大学と共催で主に国際経済法分野での学術会議をベトナムで 6 回にわたり開催し、さらに本学で開催する学術会議にも、同大学より研究者を招聘し、活発な学術交流を行っている。学生交流についても、本学法学部生を海外に派遣する法学部海外実地研修や「比較法政演習」受講者の同大学訪問、協定校から本学へ学生を招聘する「国際大学交流セミナー」も実施している。

同大学はフランス語・英語で法律を学ぶ特別コースの設置等、外国語教育にも注力している。その一環として従来から多くの留学生を受け入れてきた名古屋大学に対して、日本法教育研究センターの設置を強く要請してきたことを受けて、2012 年 1 月にその実現に至った。すでに第 1 期生 28 名が修学しているが、ホーチミン市法科大学側の強い熱意からしてもウズベキスタン、モンゴル、ハノイ、プノンペンに続く 5 番目のセンターとして、その成功は確実視されるものの、授業料徴取による現地提携校の自主運営という新方式を定着させるために、当面両大学間の教育、研究交流及び協力事業を益々発展させていく必要がある。

【ハノイ法科大学】

ハノイ法科大学は、1979 年に創設され 6 学科、5 研究センターを有する教育訓練省管轄下の法曹養成及び現職教育のための国立大学で、学士から博士までの課程に約 12,000 人の学生が在籍している。名古屋大学とは、その創設直後の 1981 年からパン・フー・チ初代学長の招待により法学部代表団を派遣する等、ベトナム憲法を専門とする本学の鮎京正訓理事・副総長(前法学研究科長)を中心とする研究交流が行われてきた。本学が体制移行国に対する法整備支援事業への協力を開始し、1999 年に同大学と学術交流協定を締結してからは、両大学の交流は一層緊密なものになっており、特に、JSPS「アジア・アフリカ学術基盤形成事業（「法整備支援のためのインタラクティブな比較法研究拠点の強化」2009 (H21)～2011 (H23) 年度、研究代表者：市橋克哉法学研究科教授・法政国際教育協力研究センター長）では拠点校として共同研究に参加した。また、現在まで同大学の卒業生や若手教員等 20 名を留学生として受け入れるとともに、数多くの国際シンポジウムを共同して開催してきた。

2007 (H19) 年度には文部科学省「特別教育研究経費」を活用した名古屋大学日本法教育研究センターが整備され、同大法学部の選抜された学生に対する専門日本語及び日本語による日本法に関する 4 年間の教育コースが実施されるようになり、本学からの常勤講師派遣、スクーリングのための短期講師派遣、日本における夏季セミナーへの現地 3 年次学生の招聘(毎年 5 名)等、活発な教育交流が実施されている。現在、同大学日本法教育研究センターの第 1 期修了生のうち成績優秀の 2 名が本学法学研究科で修学している。また、名古屋大学法学部の「比較法政演習」受講者がハノイ法科大学を毎年訪問し実地研修を行っている。これにより両大学間の学生交流及び研究交流は恒常的かつ発展的に実施される基盤が整いつつある。

【カンボジア王立法経大学】

カンボジア王立法経大学は、1949 年に創設された同国最初の高等教育機関(2003 年に現校名に改称)であり、現在は法、行政、経済経営及び経済情報の 4 学部約 20,000 人の学生が在籍している。名古屋大学とは 1998 年に法学研究科との間で学術交流協定が締結されて以来、法整備支援分野で密接な研究交流・協力関係が構築されている。特に、JSPS「アジア・アフリカ学術基盤形成事業（「法整備支援のためのインタラクティブな比較法研究拠点の強化」2009 (H21)～2011 (H23)年度、研究代表者：市橋克哉法学研究科教授・法政国際教育協力研究センター長）では、拠点校として共同研究に参加した。また、現在まで同大学の卒業生等 39 名が本学に留学している。

また、2008 (H20) 年度に文部科学省「特別教育研究経費」を活用した名古屋大学日本法教育研究センターが整備され、同大法学部の選抜された学生に対する専門日本語及び日本語による日本法に関する 4 年間の教育コースが実施されるようになってからは、本学からの常勤講師派遣、スクーリングのための短期講師派遣、日本における夏季セミナーへの現地 3 年次学生の招聘(毎年 5 名)等、活発な教育交流が実施されている。一方、本学法学部学生も文部科学省「大学教育の国際化推進プログラム」で採択された「人脈形成型の国際連携法学教育環境の構築」プロジェクトの一環として、「比較法政演習」受講者がカンボジア王立法経大学を毎年訪問し実地研修を行っている。

② 交流に向けた準備状況

相手大学との交流プログラム実施に向けた準備状況について具体的に分かりやすく記入してください。また、交流を実施するまでの具体的なスケジュールについても記入してください。

なお、申請にあたり、**相手大学等の合意を得ている根拠となる資料を様式10③に添付してください。**

【シンガポール国立大学】

本プログラムに関する打ち合わせとしては、本年3月に国際開発研究科長、藤川清史教授が同大学経済学部を訪問し、トー・ムン・ヘン経営大学院准教授、バーナード・ヤング経営大学院研究科長、シン・フーン・ハム副研究科長に会って本事業について説明し、交渉を開始した。以後電子メールで交渉を継続し、米澤彰純准教授が5月に訪問して、詳細を詰め、バーナード・ヤング研究科長と別添えの通り、本事業への協力の意志を確認する趣意書を交換するに至った。本事業採択後は、共同教育プログラムに提供してもらう科目、学生の派遣・受入れ時期と人数、及びシンガポールと日本両国における企業訪問やインターンシップ先の確定について、詳細を詰めていく。

【チュラロンコン大学】

チュラロンコン大学経済学部とは、前述のように長い交流の歴史と信頼関係があるため、本件については本年3月からアドバイザーのパイサン・レクタイ准教授、経営学プログラム長のチャライポーン・アモンヴァタナ准教授、チャイラット・エイムクルワット助教授と電子メールにより交渉を続けている。3月に同大学を訪問する予定であったが、先方の大学執行部が交代するとの連絡を受け、訪問して直接面談することはかなわなかった。しかし、本件については別添えの通り、経済学部長、チャヨドム・サバスリ准教授と国際開発研究科長の間で、本事業への協力関係を確認し合う趣意書を取り交わしており、今後の協力について十分な理解を得ている。今後早い時期に同大学経済学部を訪問し、学部長と本事業実施の具体的なステップについて協議する予定である。また、同大学は名古屋大学が事務局をつとめるアカデミック・コンソーシアム21(AC21)の有力メンバーであり、本年6月アデレードでの同コンソーシアム大会において、渡辺芳人副総長、浅川晃広国際開発研究科講師が、同大学国大交流担当責任者と面会する。

【フィリピン大学ロスバニョス校】

国際開発研究科、伊東早苗准教授が本年3月に訪問し、副学長のオスカー・ザモラ教授、公共政策学部長、アグネス・ロラ教授、大学院研究科長ホセ・カマチョ教授、アセル・ハビエール准教授と本事業について説明するための会合をもった。その場で総論についての合意を得たが、その後スカイプと電子メールで打ち合わせを継続し、アセル・ハビエール准教授の調整により、同大学学長と本事業への協力の意志を表明した別添えの趣意書を取り交わすに至った。本構想によるプログラムは公共政策学部との連携から始めるが、同大学農学部にも学生交流を広げる予定で、農学部のドミンゴ・アンゲレス学部長と交渉を始め準備を進めている。単位の相互認定に関しては、現行では同大学に明確なルールが存在しないため、本事業採択後早急に単位互換のルールについて詳細を協議し、名古屋大学で受け入れる同大学からの留学生の単位を、同大学で認定できるシステムを整備してもらう。また、共同教育プログラムに提供してもらう科目、学生の派遣・受入れ時期と人数の確定、及び農村やNGO訪問等フィールドワーク・インターンシップ先の確定等について詳細を詰めていく。国際開発研究科は2015(H27)年度と2016(H28)度に、同校をパートナー大学として海外実地研修を計画しているため、そのための準備活動を進める。

【ガジャ・マダ大学】

本件交流プログラムの申請に先立ち、2011(H23)年5月本学山本一良理事・副総長及び法政国際教育交流研究センターの平中英二特任教授がガジャ・マダ大学を訪問し同大学のアイヌン・ナーイム上級副学長(現教育文化省次官)と会談した。学術交流協定に基づき両大学間の一層の人的交流の促進を約した。これを受けて、本年4月、法学研究科長の命を受け法政国際教育交流研究センターの平中英二特任教授がガジャ・マダ大学法学部を訪問し、マルスディ・スリアットモジヨ学部長及びシギット・リヤント及びパリプルナ・P・スガルダ両副学部長に対して、本事業の趣旨、経緯等について説明の上、コンソーシアムの結成に関して協力を要請したところ、先方は多大な関心を示し、学生交流及び研究者(特に若手)交流の早期実施の希望を表明した。なお、ガジャ・マダ大学は英語による正規の国際プログラム(国内及び外国人学生を対象とする学部4年間の教育)を実施しており、日本人学生の受入れはいつでも可能とのことである。また、本件の実施に関し、同大学の社会政治学部との交流が必要となれば、法学部は喜んで橋渡しの労を取りたいと述べた。また、名古屋大学日本法教育研究センターに関して先方は強い関心を示し、そのガジャ・マダ大学への設置の促進について強く要請した。先方からの協力を約する文書は別添の通りである。本事業採択後は、共同教育プログラムに提供してもらう科目、学生の派遣・受入れ、及び企業や法曹機関、農村訪問等フィールドワーク・インターンシップ先の確定について詳細を詰めていく。また、SENDプログラムの拠点として活用する日本法教育研究センター(準備中)を訪問し、SENDプログラムのための現地コーディネーターの配置を協議する。

【ホーチミン市法科大学・ハノイ法科大学及びカンボジア王立法経大学】

本年5月3日から同6日にかけて定形法学研究科長及び法政国際教育交流研究センターのコン・ティリ准教授が3大学を歴訪し、下記の通り各大学指導部と会談し、近年における各大学との緊密な教育・研究協力を踏まえて、本事業の実施に係るコンソーシアムの結成に関して協力を要請したところ、各大学ともにこれを快諾し、後日別添のように協力を約する文書を送付した。

5月3日 ハノイ法科大学 ファン・チーヒエウ学長、チュオン・クアン・ヴィン副学長
及びヴェン・ヴァン・クアン国際課長

5日 カンボジア王立法経大学 ユーク・ゴイ学長、ルイ・チャンナー副学長
及びキム・サヴン国際課長

6日 ホーチミン市法科大学 マイ・ホン・クイ学長、ブイ・スアン・ハイ副学長
及びフィン・ティエー・トゥ・チャン国際課長

本事業採択後は、共同教育プログラムに提供してもらう科目、学生の派遣・受入れ時期と人数、及び企業や法曹機関の訪問等フィールドワーク・インターンシップ先の確定について詳細を詰めていく。また、SENDプログラムの拠点として活用する日本法教育研究センターを訪問し、SENDプログラムのための現地コーディネーターの配置を協議する。

本事業の実施計画 【①は1ページ以内、②、③は合わせて2ページ以内】

構想全体の「①年度別実施計画」、「②財政支援期間終了後の事業展開」及び「③財政支援期間終了後の事業展開に向けた資金計画」について、具体的に分かりやすく記入してください。

① 年度別実施計画**【平成24年度（申請時の準備状況も記載）】**

平成23年度3月からシンガポール国立大学、フィリピン大学ロスバニョス校、ガジャ・マダ大学、カンボジア王立法経大学、ハノイ法科大学、ホーチミン市法科大学を順次訪問し、本事業の構想と相互の単位認定について議論し、相互に覚書に署名を取り交わした。初年度は本事業の実施計画に基づき、関係8大学の会合をもち、プログラム運営委員会と評価・質保証委員会を設立し、プログラム運営のためのガイドラインを策定する。各大学は本事業で提供するカリキュラムを策定し、単位互換の実施に関する情報交換・協議を行う。また、学生に対して同事業の情報提供を行い、本年度に派遣・受入れをする学生を選抜する。次年度に派遣・受入れをする学生のため、学部2年生・大学院1年生を対象に説明会を開き、優秀な学生のリクルートと選抜を行う。SEND 総合コーディネーターを雇用し、日本法教育研究センターからノウハウの提供を受けながら、SEND 準備教育プログラムと教材の開発を進める。さらにベトナム・カンボジア・インドネシアで SEND 担当コーディネーターを確保する。また、次年度から名古屋大学が受け入れる学生のインターンシップ先を発掘し、交渉にあたるため、特任教授及び特任助教等を雇用し、学生の受入れ期間と人数について調整する。

【平成25年度】

2年目から本プログラムを本格的に開始する。各参加大学からカリキュラムを構成する英語の科目を提供してもらう。前年度に選抜した学生の派遣と受入れを実施し、各大学から提供された科目を履修してもらう。また、本プログラムで合意される枠組み内の成績評価と単位互換を実施する。留学中の学生が相談や意見を書き込める電子掲示板を作成し、運営体制を整える。帰国した学生については、成果報告会を実施する。また、帰国後の学生に対して、アカデミックキャリアに関する情報や就職情報の提供をする等、進路指導のフォローアップを行う他、同窓会組織への加入を促す。国際シンポジウムを開催し、本プログラムの中間評価を実施する。さらに、名古屋大学から担当者が関係7大学を訪問し、個別の協議を行う。引き続き、次年度に同プログラムに参加する学生のリクルートと選抜を実施する。SEND プログラム該当者のために前年度に開発した準備教育プログラムと教材をより充実させ、準備教育を実施する。この他、本学留学生センターや国際開発研究科が提供する準備教育も活用する。

【平成26年度】

引き続き、本プログラムのために前年度に選抜した学生の派遣と受入れを行う。各大学から提供された科目を履修してもらい、合意される枠組み内の成績評価、及び単位互換を実施する。帰国した学生については、成果報告会を実施する。また、帰国後の学生に対して、アカデミックキャリアに関する情報や就職情報の提供をする等、進路指導のフォローアップを行う他、同窓会組織への加入を促す。国際シンポジウムを開催し、本プログラムの成果やASEANにおける高等教育のあり方について議論する。さらに、名古屋大学から担当者が関係7大学を訪問し、個別の協議を行う。引き続き、次年度に同プログラムに参加する学生のリクルートと選抜を実施する。SEND プログラム該当者には、前年度に内容の充実化をはかった教材を利用してもらう他、本学留学生センターや国際開発研究科が提供する準備教育を受講してもらう。

【平成27年度】

引き続き、本プログラムのために前年度に選抜した学生の派遣と受入れを行う。各大学から提供された科目を履修してもらい、合意される枠組み内の成績評価、及び単位互換を実施する。帰国した学生については、成果報告会を実施する。また、帰国後の学生に対して、アカデミックキャリアに関する情報や就職情報の提供をする等、進路指導のフォローアップを行う他、同窓会組織への加入を促す。国際シンポジウムを開催し、本プログラムの成果やASEANにおける高等教育のあり方について議論する。さらに、名古屋大学から担当者が関係7大学を訪問し、個別の協議を行う。引き続き、次年度に同プログラムに参加する学生のリクルートと選抜を実施する。SEND プログラム該当者には、本プログラムのために開発した SEND 教材を利用してもらう他、本学留学生センターや国際開発研究科が提供する準備教育を受講してもらう。

【平成28年度】

前年度までと同様に、継続的な学生相互交流を含む本格的な人材教育交流を実施する。最終年度である平成28年度は、本プログラムの成果を確認するために国際シンポジウムを開催し、そこで本プログラムの成果と終了後のコンソーシアムの継続的な計画について議論する。同時に、本プログラムの全修了生を招待し、同窓会を開催する

② 財政支援期間終了後の事業展開

「大学の世界展開力強化事業」の終了後も、今回提案している大学間を中心とする教育連携と研究者の交流を通じたアジア地域における教育の国際化を進める。特に、本事業を実施する中で相互単位認定制度が実績をあげ、ダブル・ディグリー等の新たな教育システムが可能になった場合には、実施体制の整備に向けて関係大学間で協定を締結する他、学生への支援体制を強化する。

経費支援のための資金は、本補助事業終了時点までの成果により参加が可能となる**各種国際交流・学生派遣事業**に積極的に応募して獲得する他、名古屋大学が集めている基金を原資とする財政支援も併せて行う予定である。また、本補助事業を通じて民間企業、援助機関、国際機関、NGO等の外部機関と連携を強化し、本事業継続のための経費補充につながる共同事業実施の可能性を模索する。本学国際開発研究科は、**国際協力機構(JICA)からの委託事業**（2008年度「アジア地域森林管理政策～地方行政と住民との協働による持続的森林管理～」）、2011年度「地域別研修 アジア地域産業振興：一村一品運動 B、ベトナム道の駅、地域振興機能強化」等）や、**アジア開発銀行からの委託事業**（2009年度、2010年度カンボジア政府上級公務員研修「カンボジアの公共政策運営」全7回）を受託した実績をもつ。本事業を通じて、こうした組織やそれ以外の民間企業と関係を強化し、新規の**提案型研修事業**を開拓し、受託する努力をする。開発する提案型研修事業の中に、名古屋大学他部局や、本事業によってネットワークを確立したASEAN各大学を連携相手として組み込み、その一部に学生を参加させることも考えられる。また、こうした受託事業からの収益の一部を、財政支援期間終了後の資金にあて、G30や「キャンパスアジア」事業で充実させた英語による講義を本事業の成果と一元化し、内外の学生が受講可能な英語講義のさらなる充実に努める。

③ 財政支援期間終了後の事業展開に向けた資金計画

財政支援期間終了後の事業展開に向けた期間内の方針や対応、及び財政支援期間終了後の資金計画について、各費目ごとに具体的に記入してください。

【物品費】

本事業では物品費として多くを支出する計画はないが、本事業で採用を予定している教員及び契約職員が必要とする事務用品には、名古屋大学の本体経費を充当する。

【人件費・謝金】

本事業で採用を予定する教員及び契約職員は、期限付きの雇用を計画している。財政支援期間終了後は、上記②で記載した提案型外部研修事業を積極的に開拓し、受託する等の措置により、雇用継続のために努力する。

【旅費】

名古屋大学が集めている基金を原資とした資金の他、国際開発研究科が学生の海外実地研修のために民間企業から募った寄付金があるため、当面の留学旅費はこれらの資金から拠出が可能である。この他、上記②で記載したように、本補助事業終了時点までにあげる成果によって参加が可能となる各種国際交流・学生派遣事業に応募して、旅費を確保する努力をする。また、本事業を通じて民間企業、国際機関、二国間開発援助（国際協力）機関と関係を強化し、新規の**提案型研修事業**を開拓しつつ、その中に大学院生の参加を組み込む等の措置を考える。

【その他】

なし。

支援期間における各経費の明細【年度ごとに1ページ】

(単位:千円)

<平成24年度> 経費区分		補助金申請額	大学負担額	事業規模	該当ページ
		(①)	(②)	(①+②)	
補助金申請ができる経費は、当該構想の遂行に必要な経費であり、本事業の目的である大学の世界展開力強化のための使途に限定されます。(平成24年度大学の世界展開力強化事業公募要領参照。)(年度ごとに1ページ) 記載例 : 教材印刷費 ○○○千円 ○○部×@○○○円 : 謝金 ○○○千円 ○○人×@○○○円					
[物品費]		1,660	0	1,660	
①設備備品費		710	0	710	様式3①下から4行目
・特任教授1名、特任助教(SEND)1名、特任助教2人及び契約職員1人=5人用PC及び付属設備費		575		575	同上
・特任教授1名、特任助教(SEND)1名、特任助教2人及び契約職員1人=5名用ワークテーブル他		135		135	同上
②消耗品費		950	0	950	
・事務用品費及びコピー用紙		450		450	同上
・図書・書籍 特任助教及び契約職員用		500		500	同上
[人件費・謝金]		14,941	1,697	16,638	
①人件費		13,470	1,697	15,167	
・特任教授 1人×750千円×6ヶ月+事業主保険料等負担分		4,500	635	5,135	様式3①下から4行目
・特任助教(SEND) 1人×350千円×6ヶ月+事業主保険料等負担分		2,100	296	2,396	同上
・特任助教 2人×325千円×6ヶ月+事業主保険料等負担分		3,900	550	4,450	同上
・契約職員 1人×255千円×6ヶ月+事業主保険料負担分		1,530	216	1,746	同上
・現地コーディネーター雇用(ベトナム・インドネシア・カンボジア)4人		1,440		1,440	様式2②上から21行目
②謝金		1,471	0	1,471	
・招聘教授へ国際会議出席謝金 8人×14千円×3日		336		336	様式4①上から19行目
・情報収集・資料整備に伴う謝金 1,000時間×1千円		1,000		1,000	様式3①下から4行目
・産業界から短期集中講義のための講師謝金 27千円×5回		135		135	同上
[旅費]		6,210	0	6,210	
関係大学へ派遣(引率者含む)				0	
・ガジャ・マダ大学(インドネシア)、王立法経大学(カンボジア)、ハノイ法科大学・ホーチミン法科大学(ベトナム)、派遣学生12人(短期)、引率者2人		5,214		5,214	様式2①上から19行目
国際会議出席のため招聘				0	
・シンガポール国立大学(シンガポール)、チュラロンコン大学(タイ)、ロスバニョス大学(フィリピン)ガジャ・マダ大学(インドネシア)、ハノイ法科大学・ホーチミン法科大学(ベトナム)、プノンペン法科大学(カンボジア)、外部委員 計:10人		796		796	様式2①下から5行目 様式3③上から14行目 様式3①下から4行目
・特任助教 インターシップ支援の為に国内旅費及び交通費		200		200	
・				0	
[その他]		880	0	880	
①外注費		700	0	700	
・ウェブサイト制作・セットアップ作業費		500		500	様式3①上から21行目
・ウェブサイト年間メンテナンス作業費		200		200	同上
・				0	
②印刷製本費		0	0	0	
・				0	
・				0	
③会議費		180	0	180	
・会議に伴う飲食代 30人×2千円×3日		180		180	様式3③上から14行目
・				0	
・				0	
④通信運搬費		0	0	0	
・				0	
・				0	
⑤光熱水料		0	0	0	
・				0	
・				0	
⑥その他(諸経費)		0	0	0	
・				0	
・				0	
平成24年度	合計	23,691	1,697	25,388	

(大学名:名古屋大学)(申請区分:Ⅱ)

(前ページの続き)

(単位:千円)

＜平成25年度＞ 経費区分	補助金申請額 (①)	大学負担額 (②)	事業規模 (①+②)	該当ページ	
[物品費]	800	0	800		
①設備備品費	0	0	0		
・			0		
・			0		
②消耗品費	800	0	800		
・事務用品費及びコピー用紙	500		500	様式3①下から4行目	
・図書・書籍 特任助教及び契約職員用	300		300	同上	
[人件費・謝金]	26,871	3,394	30,265		
①人件費	25,500	3,394	28,894		
・特任教授(年棒制)1人×9,000千円+事業主保険料等負担分	9,000	1,270	10,270	様式3①下から4行目	
・特任助教(SEND)(年棒制)1人×4,200千円+事業主保険料等負担	4,200	592	4,792	同上	
・特任助教(年棒制)2人×3,900千円+事業主保険料等負担分	7,800	1,100	8,900	同上	
・契約職員(年棒制)1人×3,060千円+事業主保険料等負担分	3,060	432	3,492	同上	
・現地コーディネーター雇用(ベトナム・インドネシア・カンボジア)4人	1,440		1,440	様式2②上から21行目	
②謝金	1,371	0	1,371		
・招聘教授へ国際会議出席謝金 8人×14千円×3日	336		336	様式4①上から19行目	
・産業界から短期集中講義のための講師謝金 27千円×5回	135		135	様式3①下から4行目	
・情報収集・資料整備に伴う謝金 500時間×1千円	500		500	同上	
・長期受入れ学生のためのチューター雇用10人×1千円×40時間	400		400	様式3①下から7行目	
[旅費]	31,771	0	31,771		
関係大学へ派遣(引率者含む)			0		
・シンガポール国立大学(シンガポール)、チュラロンコン大学(タイ)、ロスバニョス大学(フィリピン)、ガジャ・マダ大学(インドネシア)、王立法経大学(カンボジア)、ハノイ法科大学・ホーチミン法科大学(ベトナム)、派遣学生10(長期)、42(短期)人、計:52人及び引率者6人	21,495		21,495	様式2①上から19行目	
関係大学から受入れ			0		
・シンガポール国立大学(シンガポール)、チュラロンコン大学(タイ)、ロスバニョス大学(フィリピン)、ガジャ・マダ大学(インドネシア)、王立法経大学(カンボジア)、ハノイ法科大学・ホーチミン法科大学(ベトナム)、受入れ学生10(長期)、38(短期)人、計:48人	7,656		7,656	同上	
国際会議出席のため招聘			0		
・シンガポール国立大学(シンガポール)、チュラロンコン大学(タイ)、ロスバニョス大学(フィリピン)ガジャ・マダ大学(インドネシア)、ハノイ法科大学・ホーチミン法科大学(ベトナム)、ブノンペン法科大学(カンボジア)、外部委員 計:10人	780		780	様式2①下から5行目 様式3③下から8行目	
・プログラム運営委員1名及び特任助教1名をシンガポール・タイ・フィリピン・インドネシア・ベトナム・カンボジアを訪問 1ヶ月間(30日):航空運賃、宿泊費、日当	1,660		1,660	様式3②下から7行目	
・特任助教 インターシップ支援の為の国内旅費及び交通費	180		180	様式3①下から4行目	
[その他]	480	0	480		
①外注費	200	0	200		
・ウェブサイト年間メンテナンス作業費	200		200	様式3①上から21行目	
②印刷製本費	100	0	100		
・会議資料(冊子)印刷費 100部×500円	50		50	様式4④下から5行目	
・年次報告書(冊子)印刷費 100部×500円	50		50	同上	
③会議費	180	0	180		
・会議に伴う飲食代 30人×2千円×3日	180		180	様式3③上から14行目	
④通信運搬費	0	0	0		
・			0		
・			0		
・			0		
⑤光熱水料	0	0	0		
・			0		
・			0		
・			0		
⑥その他(諸経費)	0	0	0		
・			0		
・			0		
・			0		
・			0		
平成25年度	合計	59,922	3,394	63,316	

(大学名:名古屋大学)(申請区分:Ⅱ)

(前ページの続き)

(単位:千円)

＜平成26年度＞ 経費区分	補助金申請額 (①)	大学負担額 (②)	事業規模 (①+②)	該当ページ
[物品費]	800	0	800	
①設備備品費	0	0	0	
・			0	
・			0	
・			0	
②消耗品費	800	0	800	
・事務用品費及びコピー用紙	500		500	様式3①下から4行目
・図書・書籍 特任助教及び契約職員用	300		300	同上
・			0	
[人件費・謝金]	26,871	3,394	30,265	
①人件費	25,500	3,394	28,894	
・特任教授(年俸制)1人×9,000千円+事業主保険料等負担分	9,000	1,270	10,270	様式3①下から4行目
・特任助教(SEND)(年俸制)1人×4,200千円+事業主保険料等負担	4,200	592	4,792	同上
・特任助教(年俸制)2人×3,900千円+事業主保険料等負担分	7,800	1,100	8,900	同上
・契約職員(年俸制)1人×3,060千円+事業主保険料等負担分	3,060	432	3,492	同上
・現地コーディネーター雇用(ベトナム・インドネシア・カンボジア)4人	1,440		1,440	様式2②上から21行目
②謝金	1,371	0	1,371	
・招聘教授へ国際会議出席謝金 8人×14千円×3日	336		336	様式4①上から19行目
・産業界から短期集中講義のための講師謝金 27千円×5回	135		135	様式3①下から4行目
・情報収集・資料整備に伴う謝金 500時間×1千円	500		500	同上
・長期受入れ学生のためのチューター雇用10人×1千円×40時間	400		400	様式3①下から7行目
[旅費]	31,771	0	31,771	
関係大学へ派遣(引率者含む)			0	
・シンガポール国立大学(シンガポール)、チュラロンコン大学(タイ)、ロスバニョス大学(フィリピン)、ガジャ・マダ大学(インドネシア)、王立法経大学(カンボジア)、ハノイ法科大学・ホーチミン法科大学(ベトナム)、派遣学生10(長期)、42(短期)人、計:52人及び引率者6人	21,495		21,495	様式2①上から19行目
関係大学から受入れ			0	
・シンガポール国立大学(シンガポール)、チュラロンコン大学(タイ)、ロスバニョス大学(フィリピン)、ガジャ・マダ大学(インドネシア)、王立法経大学(カンボジア)、ハノイ法科大学・ホーチミン法科大学(ベトナム)、受入れ学生10(長期)、38(短期)人、計:48人	7,656		7,656	同上
国際会議出席のため招聘			0	
・シンガポール国立大学(シンガポール)、チュラロンコン大学(タイ)、ロスバニョス大学(フィリピン)、ガジャ・マダ大学(インドネシア)、ハノイ法科大学・ホーチミン法科大学(ベトナム)、ブノンペン法科大学(カンボジア)、外部委員 計:10人	780		780	様式2①下から5行目 様式3③下から8行目
・プログラム運営委員1名及び特任助教1名をシンガポール・タイ・フィリピン・インドネシア・ベトナム・カンボジアを訪問 1ヶ月間(30日):航空運賃、宿泊費、日当	1,660		1,660	様式3②下から7行目
・特任助教 インターシップ支援の為に国内旅費及び交通費	180		180	様式3①下から4行目
・			0	
[その他]	480	0	480	
①外注費	200	0	200	
・ウェブサイト年間メンテナンス作業費	200		200	様式3①上から21行目
・			0	
・			0	
②印刷製本費	100	0	100	
・会議資料(冊子)印刷費 100部×500円	50		50	様式4④下から5行目
・年次報告書(冊子)印刷費 100部×500円	50		50	同上
・			0	
③会議費	180	0	180	
・会議に伴う飲食代 30人×2千円×3日	180		180	様式3③上から14行目
・			0	
・			0	
④通信運搬費	0	0	0	
・			0	
・			0	
⑤光熱水料	0	0	0	
・			0	
・			0	
⑥その他(諸経費)	0	0	0	
・			0	
・			0	
平成26年度	合計	59,922	3,394	63,316

(大学名: 名古屋大学)(申請区分: II)

(前ページの続き)

(単位:千円)

＜平成27年度＞ 経費区分	補助金申請額 (①)	大学負担額 (②)	事業規模 (①+②)	該当ページ	
[物品費]	575	0	575		
①設備備品費	0	0	0		
・			0		
・			0		
・			0		
②消耗品費	575	0	575		
・事務用品費及びコピー用紙	475		475	様式3①下から4行目	
・図書・書籍 特任助教及び契約職員用	100		100	同上	
・			0		
[人件費・謝金]	26,871	3,394	30,265		
①人件費	25,500	3,394	28,894		
・特任教授(年棒制)1人×9,000千円+事業主保険料等負担分	9,000	1,270	10,270	様式3①下から4行目	
・特任助教(SEND)(年棒制)1人×4,200千円+事業主保険料等負担分	4,200	592	4,792	同上	
・特任助教(年棒制)2人×3,900千円+事業主保険料等負担分	7,800	1,100	8,900	同上	
・契約職員(年棒制)1人×3,060千円+事業主保険料等負担分	3,060	432	3,492	同上	
・現地コーディネーター雇用(ベトナム・インドネシア・カンボジア)4人	1,440		1,440	様式2②上から21行目	
・			0		
②謝金	1,371	0	1,371		
・招聘教授へ国際会議出席謝金 8人×14千円×3日	336		336	様式4①上から19行目	
・産業界から短期集中講義のための講師謝金 27千円×5回	135		135	様式3①下から4行目	
・情報収集・資料整備に伴う謝金 500時間×1千円	500		500	同上	
・長期受入れ学生のためのチューター雇用10人×1千円×40時間	400		400	様式3①下から7行目	
・			0		
[旅費]	32,072	0	32,072		
関係大学へ派遣(引率者含む)			0		
・シンガポール国立大学(シンガポール)、チュラロンコン大学(タイ)、ロスバニョス大学(フィリピン)、ガジャ・マダ大学(インドネシア)、王立法経大学(カンボジア)、ハノイ法科大学・ホーチミン法科大学(ベトナム)、派遣学生10(長期)、42(短期)人、計:52人及び引率者6人	21,826		21,826	様式2①上から19行目	
関係大学から受入れ			0		
・シンガポール国立大学(シンガポール)、チュラロンコン大学(タイ)、ロスバニョス大学(フィリピン)、ガジャ・マダ大学(インドネシア)、王立法経大学(カンボジア)、ハノイ法科大学・ホーチミン法科大学(ベトナム)、受入れ学生10(長期)、38(短期)人、計:48人	7,656		7,656	同上	
国際会議出席のため招聘			0		
・シンガポール国立大学(シンガポール)、チュラロンコン大学(タイ)、ロスバニョス大学(フィリピン)、ガジャ・マダ大学(インドネシア)、ハノイ法科大学・ホーチミン法科大学(ベトナム)、ブノンペン法科大学(カンボジア)、外部委員 計:10人	780		780	様式2①下から5行目 様式3③下から8行目	
・プログラム運営委員1名及び特任助教1名をシンガポール・タイ・フィリピン・インドネシア・ベトナム・カンボジアを訪問 1ヶ月間(30日):航空運賃、宿泊費、日当	1,660		1,660	様式3②下から7行目	
・特任助教 インターシップ支援の為の国内旅費及び交通費	150		150	様式3①下から4行目	
・			0		
[その他]	480	0	480		
①外注費	200	0	200		
・ウェブサイト年間メンテナンス作業費	200		200	様式3①上から21行目	
・			0		
・			0		
②印刷製本費	100	0	100		
・会議資料(冊子)印刷費 100部×500円	50		50	様式4④下から5行目	
・年次報告書(冊子)印刷費 100部×500円	50		50	同上	
・			0		
③会議費	180	0	180		
・会議に伴う飲食代 30人×2千円×3日	180		180	様式3③上から14行目	
・			0		
・			0		
④通信運搬費	0	0	0		
・			0		
・			0		
・			0		
⑤光熱水料	0	0	0		
・			0		
・			0		
・			0		
⑥その他(諸経費)	0	0	0		
・			0		
・			0		
・			0		
平成27年度	合計	59,998	3,394	63,392	

(大学名:名古屋大学)(申請区分:Ⅱ)

(前ページの続き)

(単位:千円)

＜平成28年度＞ 経費区分	補助金申請額 (①)	大学負担額 (②)	事業規模 (①+②)	該当ページ	
[物品費]	575	0	575		
①設備備品費	0	0	0		
・			0		
・			0		
・			0		
②消耗品費	575	0	575		
・事務用品費及びコピー用紙	475		475	様式3①下から4行目	
・図書・書籍 特任助教及び契約職員用	100		100	同上	
・			0		
[人件費・謝金]	26,871	3,394	30,265		
①人件費	25,500	3,394	28,894		
・特任教授(年棒制) 1人×9,000千円+事業主保険料等負担分	9,000	1,270	10,270	様式3①下から4行目	
・特任助教(SEND)(年棒制) 1人×4,200千円+事業主保険料等負担分	4,200	592	4,792	同上	
・特任助教(年棒制) 2人×3,900千円+事業主保険料等負担分	7,800	1,100	8,900	同上	
・契約職員(年棒制) 1人×3,060千円+事業主保険料等負担分	3,060	432	3,492	同上	
・現地コーディネーター雇用(ベトナム・インドネシア・カンボジア)4人	1,440		1,440	様式2②上から21行目	
・			0		
②謝金	1,371	0	1,371		
・招聘教授へ国際会議出席謝金 8人×14千円×3日	336		336	様式4①上から19行目	
・産業界から短期集中講義のための講師謝金 27千円×5回	135		135	様式3①下から4行目	
・情報収集・資料整備に伴う謝金 500時間×1千円	500		500	同上	
・長期受入れ学生のためのチューター雇用10人×1千円×40時間	400		400	様式3①下から7行目	
・			0		
[旅費]	32,072	0	32,072		
関係大学へ派遣(引率者含む)			0		
・シンガポール国立大学(シンガポール)、チュラロンコン大学(タイ)、ロスバニョス大学(フィリピン)、ガジャ・マダ大学(インドネシア)、王立法経大学(カンボジア)、ハノイ法科大学・ホーチミン法科大学(ベトナム)、派遣学生10(長期)、42(短期)人、計:52人及び引率者6人	21,826		21,826	様式2①上から19行目	
関係大学から受入れ			0		
・シンガポール国立大学(シンガポール)、チュラロンコン大学(タイ)、ロスバニョス大学(フィリピン)、ガジャ・マダ大学(インドネシア)、王立法経大学(カンボジア)、ハノイ法科大学・ホーチミン法科大学(ベトナム)、受入れ学生10(長期)、38(短期)人、計:48人	7,656		7,656	同上	
国際会議出席のため招聘			0		
・シンガポール国立大学(シンガポール)、チュラロンコン大学(タイ)、ロスバニョス大学(フィリピン) ガジャ・マダ大学(インドネシア)、ハノイ法科大学・ホーチミン法科大学(ベトナム)、ブノンペン法科大学(カンボジア)、外部委員 計:10人	780		780	様式2①下から5行目 様式3③下から8行目	
・プログラム運営委員1名及び特任助教1名をシンガポール・タイ・フィリピン・インドネシア・ベトナム・カンボジアを訪問 1ヶ月間(30日):航空運賃、宿泊費、日当	1,660		1,660	様式3②下から7行目	
・特任助教 インターシップ支援のための国内旅費及び交通費	150		150	様式3①下から4行目	
・			0		
[その他]	480	0	480		
①外注費	200	0	200		
・ウェブサイト年間メンテナンス作業費	200		200	様式3①上から21行目	
・			0		
・			0		
②印刷製本費	100	0	100		
・会議資料(冊子)印刷費 100部×500円	50		50	様式4④下から5行目	
・年次報告書(冊子)印刷費 100部×500円	50		50	同上	
・			0		
③会議費	180	0	180		
・会議に伴う飲食代 30人×2千円×3日	180		180	様式3③上から14行目	
・			0		
・			0		
④通信運搬費	0	0	0		
・			0		
・			0		
・			0		
⑤光熱水料	0	0	0		
・			0		
・			0		
・			0		
⑥その他(諸経費)	0	0	0		
・			0		
・			0		
・			0		
・			0		
平成28年度	合計	59,998	3,394	63,392	

(大学名:名古屋大学)(申請区分:Ⅱ)

相手大学等の概要【相手大学等ごとに①、②、③合わせて2ページ以内】

①交流プログラムを実施する相手大学の概要

大 学 名 称	シンガポール国立大学		国名	シンガポール		
設 置 形 態	国立	設 置 年	1905年			
設 置 者 (学 長 等)	Professor Tan Chorh Chuan					
学 部 等 の 構 成	<u>Faculties and Schools:</u> 1. Arts and Social Sciences 2. Business 3. Computing 4. Dentistry 5. Design and Environment 6. Engineering 7. Law 8. Medicine 9. Music 10. Public Health 11. Science 12. University Scholars Programme 13. Yale-NUS College <u>Graduate Schools:</u> 1. Lee Kuan Yew School of Public Policy 2. NUS Graduate School for Integrative Sciences and Engineering 3. Duke-NUS Graduate Medical School Singapore		<u>NUS Oversease Colleges:</u> 1. NUS College in Beijing 2. NUS College in Shanghai 3. NUS College in India 4. NUS College in Israel 5. NUS College in Stockholm 6. NUS College in Bio Valley 7. NUS College in Silicon Valley <u>Other NUS Teaching Centres :</u> 1. Centre for Development of Teaching & Learning 2. Centre for English Language Communication 3. Institute of Systems Science			
学 生 数	総 数	37,304人	学部生数	26,742人	大学院生数	10,562人
受入れている留学生数	11,518人	日本からの留学生数	145人			
海外への派遣学生数	1,500人	日本への派遣学生数	160人			

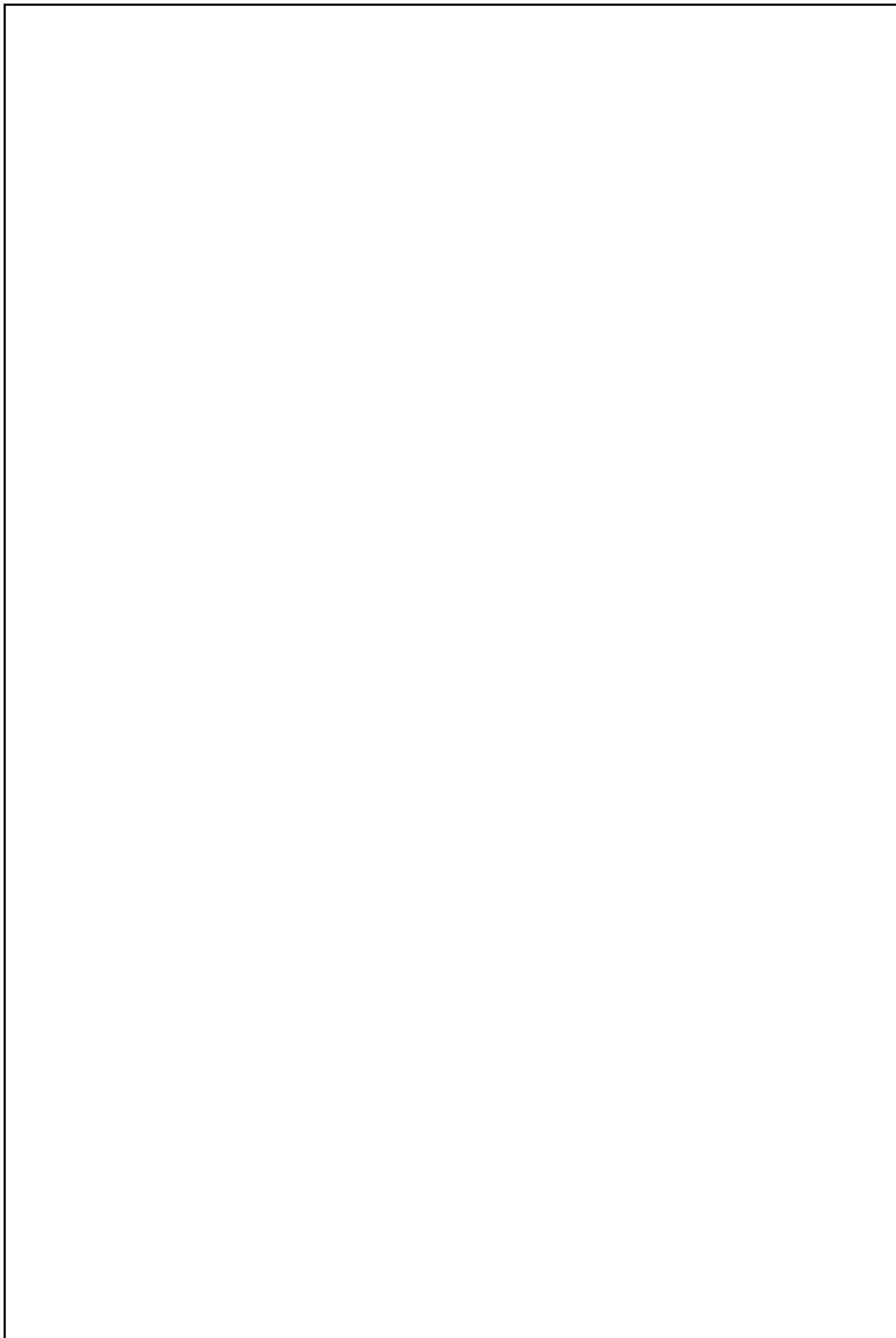
②「様式2」で記入した相手大学が認可等を受けていることについて記載し、当該大学が学生募集等に使用している公的なパンフレットを併せて添付してください。(リーフレット等簡易なものは不可)

--

(大学名: 名古屋大学

)(申請区分: II)

③申請にあたって、相手大学等の合意を得ている根拠となる資料の写しを貼付してください。



(大学名: 名古屋大学) (申請区分: II)

相手大学等の概要【相手大学等ごとに①、②、③合わせて2ページ以内】

①交流プログラムを実施する相手大学の概要

大 学 名 称	チュラロンコン国立大学		国名	タイ		
設 置 形 態	国立	設 置 年	1917年			
設置者(学長等)	Professor Pirom Kamolratanakul, MD					
学 部 等 の 構 成	<p><u>Faculties:</u></p> <p>1. Faculty of Allied Health Sciences 2. Faculty of Architecture 3. Faculty of Arts 4. Faculty of Commerce and Accountancy 5. Faculty of Communication Arts 6. Faculty of Dentistry 7. Faculty of Economics 8. Faculty of Education 9. Faculty of Engineering 10. Faculty of Fine and Applied Arts 11. Faculty of Law 12. Faculty of Medicine 13. Faculty of Nursing 14. Faculty of Pharmaceutical Sciences 15. Faculty of Political Science 16. Faculty of Psychology 17. Faculty of Science 18. Faculty of Sports Science 19. Faculty of Veterinary Science</p> <p><u>Colleges, Schools and Institutes,</u> <u>The Units Responsible for Teaching and Research:</u></p> <p>1. Aquatic Resources Research Institute 2. College of Population Studies 3. College of Public Health Science 4. CU Language Institute 5. Energy Research Institute</p> <p>6. Environmental Research Institute 7. Graduate School 8. Institute of Asian Studies 9. Institute of Thai Studies 10. Metallurgy and Materials Science Research Institute 11. Office of the Commission on Agricultural Resource Education (OCARE) 12. Sasin Graduate Institute of Business Administration 13. Scientific and Technological Research Equipment Center 14. The Sirindhorn Thai Language Institute 15. The Institute of Biotechnology and Genetic Engineering 16. The Petroleum and Petrochemical College 17. Transportation Institute</p> <p><u>The Units Responsible for Other Affairs:</u></p> <p>1. Center of Academic Resources 2. Office of Academic Affairs 3. Office of Information Technology 4. Office of the Learning Network for the Region 5. Office of the Registrar</p> <p><u>Affiliated Institutes:</u></p> <p>1. Police Nursing College 2. The Thai Red Cross College of Nursing</p>					
学 生 数	総 数	45,054人	学部生数	28,412人	大学院生数	16,642人
受入れている留学生数	505人	日本からの留学生数	30人			
海外への派遣学生数	164人	日本への派遣学生数	36人			

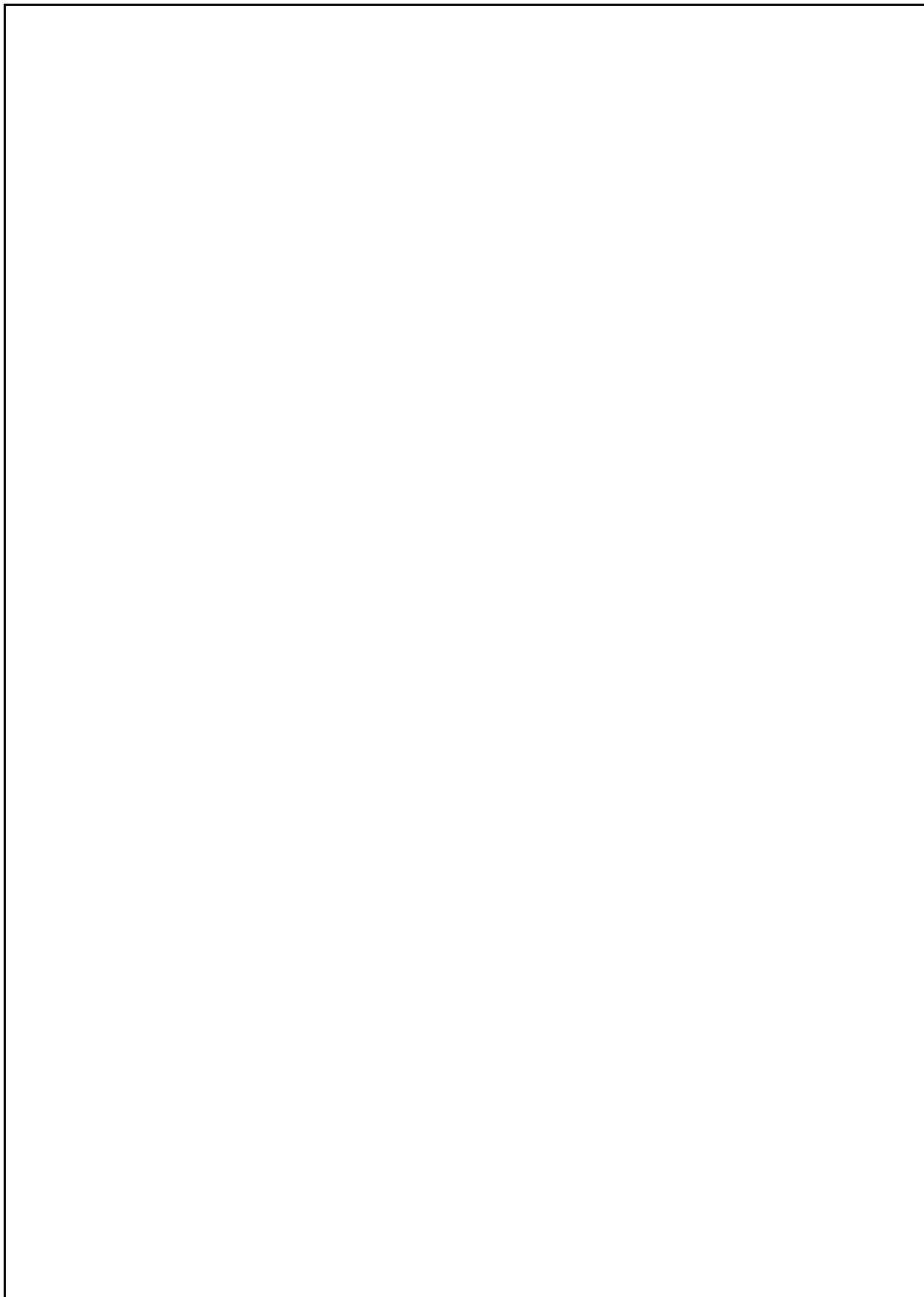
②「様式2」で記入した相手大学が認可等を受けていることについて記載し、当該大学が学生募集等に使用している公的なパンフレットを併せて添付してください。(リーフレット等簡易なものは不可)

--

(大学名: 名古屋大学

)(申請区分: II)

③申請にあたって、相手大学等の合意を得ている根拠となる資料の写しを貼付してください。



(大学名: 名古屋大学) (申請区分: II)

相手大学等の概要【相手大学等ごとに①、②、③合わせて2ページ以内】

①交流プログラムを実施する相手大学の概要

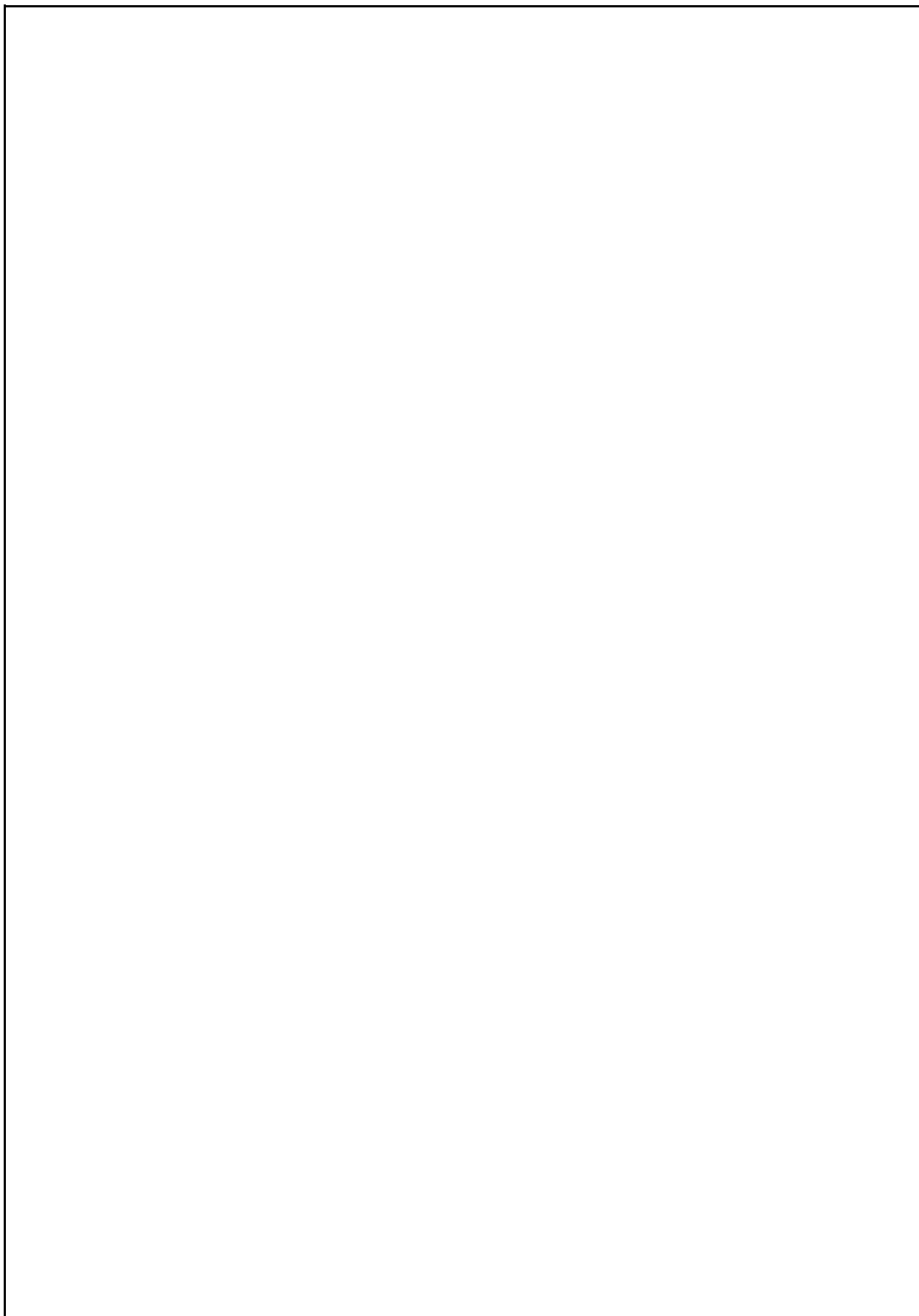
大 学 名 称	フィリピン大学ロスバニョス校		国名	フィリピン		
設 置 形 態	国立	設 置 年	1909年			
設 置 者 (学 長 等)	Dr. Rex Victor O. Cruz					
学 部 等 の 構 成	<p>Colleges:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. College of Agriculture 2. College of Arts and Sciences 3. College of Development Communication 4. College of Economics and Management 5. College of Engineering and Agro-Industrial Technology 6. College of Forestry and Natural Resources 7. College of Human Ecology 8. College of Veterinary Medicine 9. College of Public Affairs <p>Schools:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. School of Environmental Science and Management 2. Graduate School 					
学 生 数	総 数	10,600人	学部生数	9,300人	大学院生数	1,300人
受入れている留学生数	150人(学部生を除く)	日本からの留学生数	4人(学部生を除く)			
海外への派遣学生数	8人	日本への派遣学生数	2人			

②「様式2」で記入した相手大学が認可等を受けていることについて記載し、当該大学が学生募集等に使用している公的なパンフレットを併せて添付してください。(リーフレット等簡易なものは不可)

(大学名: 名古屋大学)

(申請区分: II)

③申請にあたって、相手大学等の合意を得ている根拠となる資料の写しを貼付してください。



(大学名: 名古屋大学)(申請区分: II)

相手大学等の概要【相手大学等ごとに①、②、③合わせて2ページ以内】

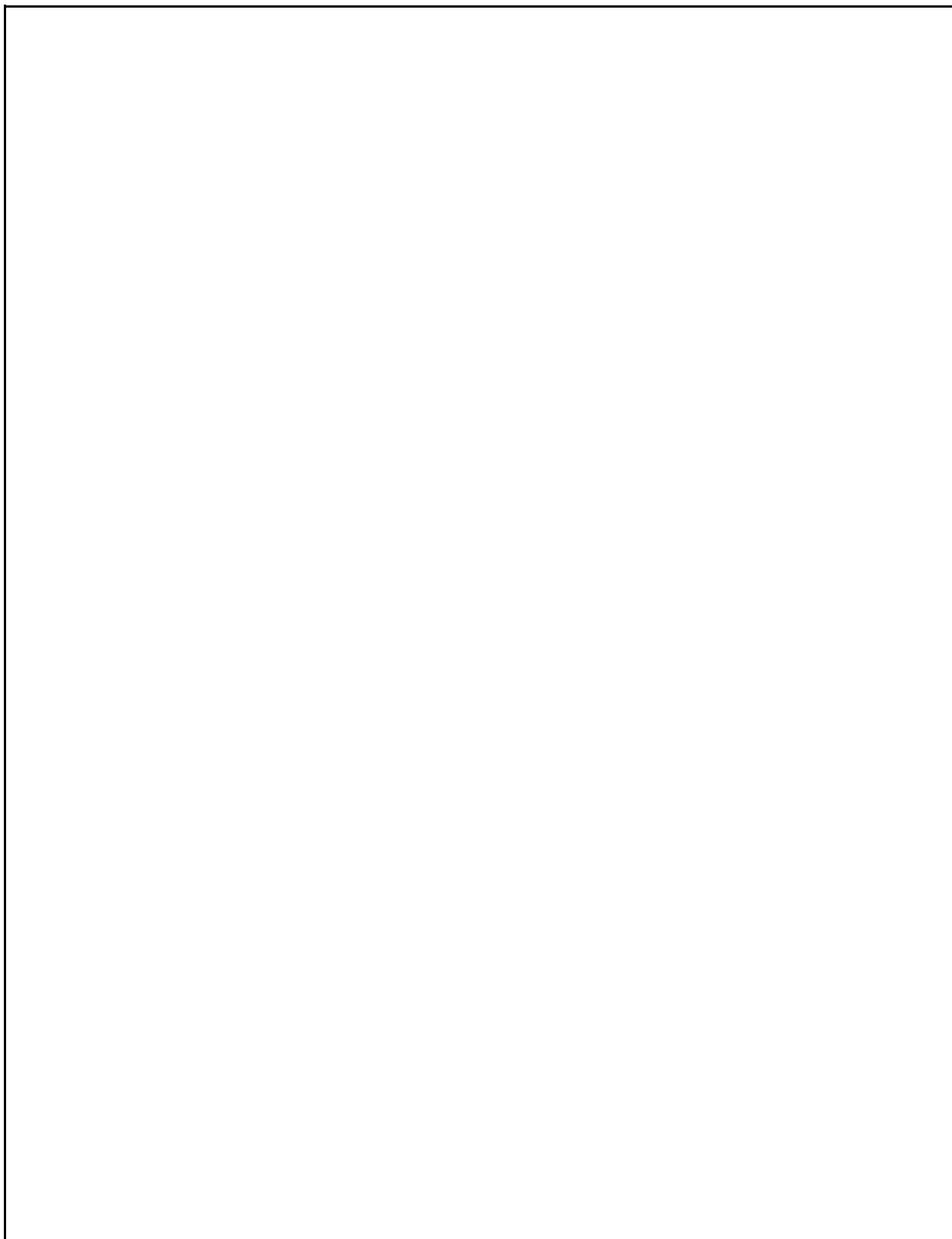
①交流プログラムを実施する相手大学の概要

大 学 名 称	ガジャ・マダ大学		国名	インドネシア		
設 置 形 態	国立	設 置 年	1949年			
設 置 者 (学 長 等)	Prof. Dr. Pratikno, M.Soc.Sc.					
学 部 等 の 構 成	<u>Faculties:</u> 1. Biology 2. Economics 3. Pharmacy 4. Philosophy 5. Geography 6. Law 7. Cultural Sciences 8. Social and Political Sciences 9. Medicine 10. Dentistry 11. Veterinary Science 12. Forestry 13. Mathematics and Natural Sciences 14. Agriculture 15. Animal Science 16. Engineering 17. Agricultural Technology 18. Psychology <u>Graduate Schools</u> <u>Vocational School</u>					
学 生 数	総 数	55,380人	学部生数	32,521人	大学院生数	13,769人
受入れている留学生数	605人	日本からの留学生数	26人			
海外への派遣学生数	109人	日本への派遣学生数	24人			

②「様式2」で記入した相手大学が認可等を受けていることについて記載し、当該大学が学生募集等に使用している公的なパンフレットを併せて添付してください。(リーフレット等簡易なものは不可)

(大学名: 名古屋大学) (申請区分: II)

③申請にあたって、相手大学等の合意を得ている根拠となる資料の写しを貼付してください。



(大学名: 名古屋大学)(申請区分: II)

相手大学等の概要【相手大学等ごとに①、②、③合わせて2ページ以内】

①交流プログラムを実施する相手大学の概要

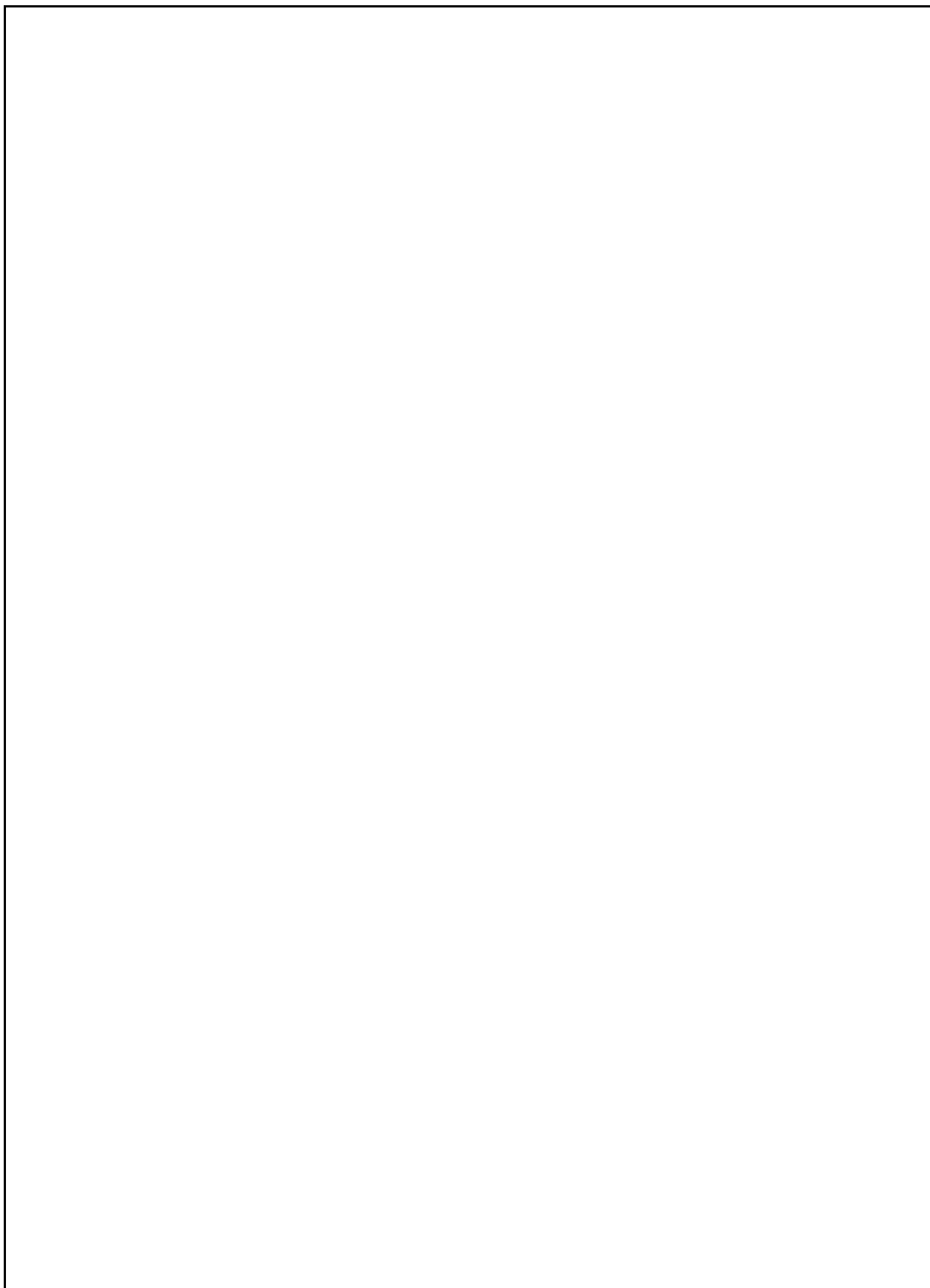
大 学 名 称	ホーチミン市法科大学		国 名	ベトナム		
設 置 形 態	国立	設 置 年	1996年			
設 置 者 (学 長 等)	Assoc.Prof. Dr. MAI Hong Quy					
学 部 等 の 構 成	Faculties: 1. International Law 2. Criminal Law 3. Administrative Law 4. Civil Law 5. Commercial Law 6. Basic Studies 7. Law Management					
学 生 数	総 数	16,238人	学部生数	14,804人	大学院生数	1,391人
受入れている留学生数	43人	日本からの留学生数	なし			
海外への派遣学生数	なし	日本への派遣学生数	なし			

②「様式2」で記入した相手大学が認可等を受けていることについて記載し、当該大学が学生募集等に使用している公的なパンフレットを併せて添付してください。(リーフレット等簡易なものは不可)

(大学名: 名古屋大学)

(申請区分: II)

③申請にあたって、相手大学等の合意を得ている根拠となる資料の写しを貼付してください。



(大学名: 名古屋大学)(申請区分: II)

相手大学等の概要【相手大学等ごとに①、②、③合わせて2ページ以内】

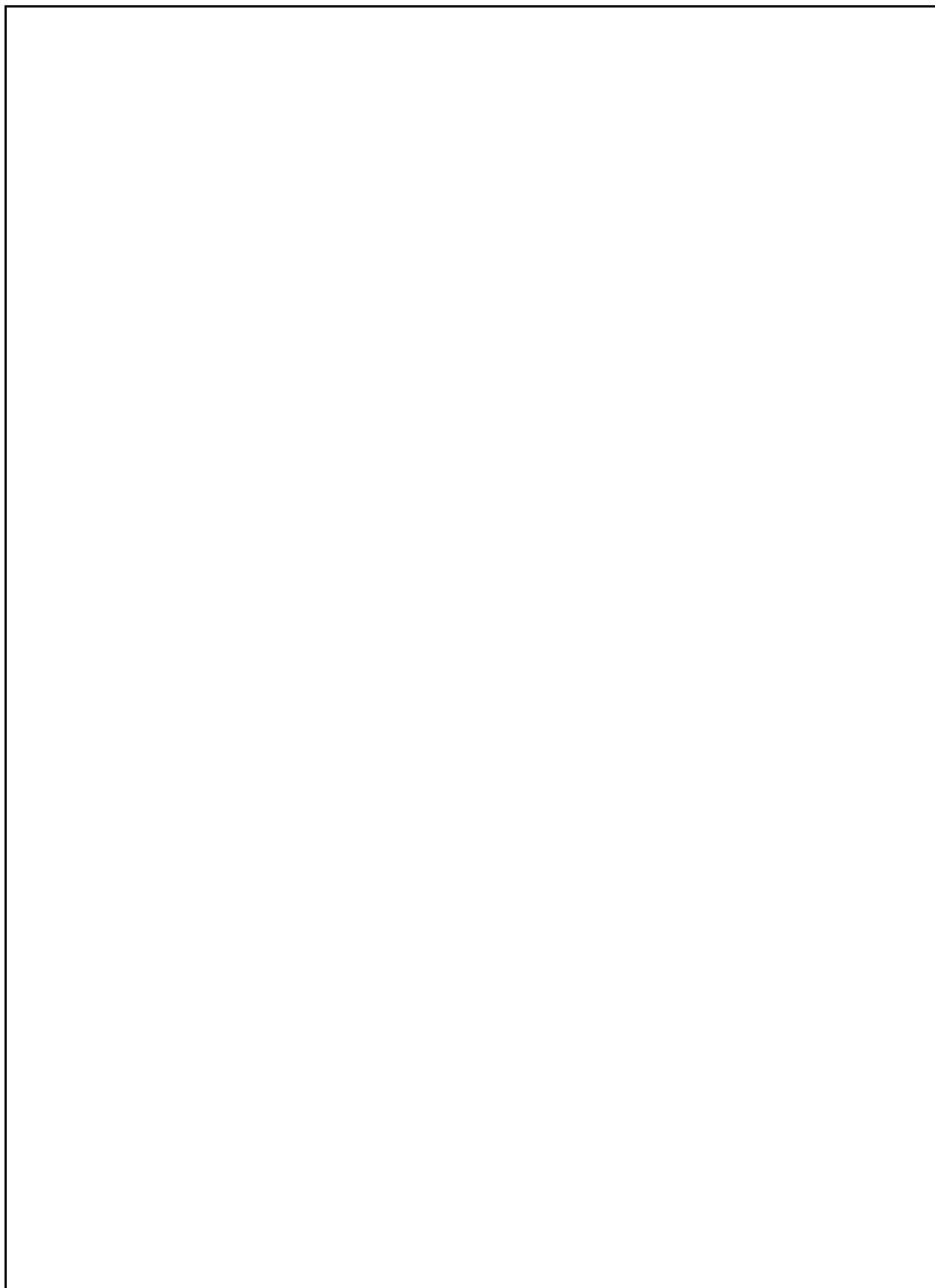
①交流プログラムを実施する相手大学の概要

大 学 名 称	ハノイ法科大学		国名	ベトナム		
設 置 形 態	国立	設 置 年	1979年			
設 置 者 (学 長 等)	Dr. PHAN Chi Hieu					
学 部 等 の 構 成	Faculties: ・Faculty of Political Theories ・Faculty of Administrative and Constitutional Law ・Faculty of Criminal Law ・Faculty of Civil Law ・Faculty of Economic Law ・Faculty of International Law ・Comparative Law Centre <u>Centre for legal consultancy and short term training courses</u> <u>Faculty of Post-graduate studies</u>					
学 生 数	総 数	13,000人	学部生数	12,500人	大学院生数	500人
受入れている留学生数	50-60人	日本からの留学生数	なし			
海外への派遣学生数	約10人	日本への派遣学生数	5人			

②「様式2」で記入した相手大学が認可等を受けていることについて記載し、当該大学が学生募集等に使用している公的なパンフレットを併せて添付してください。(リーフレット等簡易なものは不可)

(大学名: 名古屋大学) (申請区分: II)

③申請にあたって、相手大学等の合意を得ている根拠となる資料の写しを貼付してください。



(大学名: 名古屋大学)(申請区分: II)

相手大学等の概要【相手大学等ごとに①、②、③合わせて2ページ以内】

①交流プログラムを実施する相手大学の概要

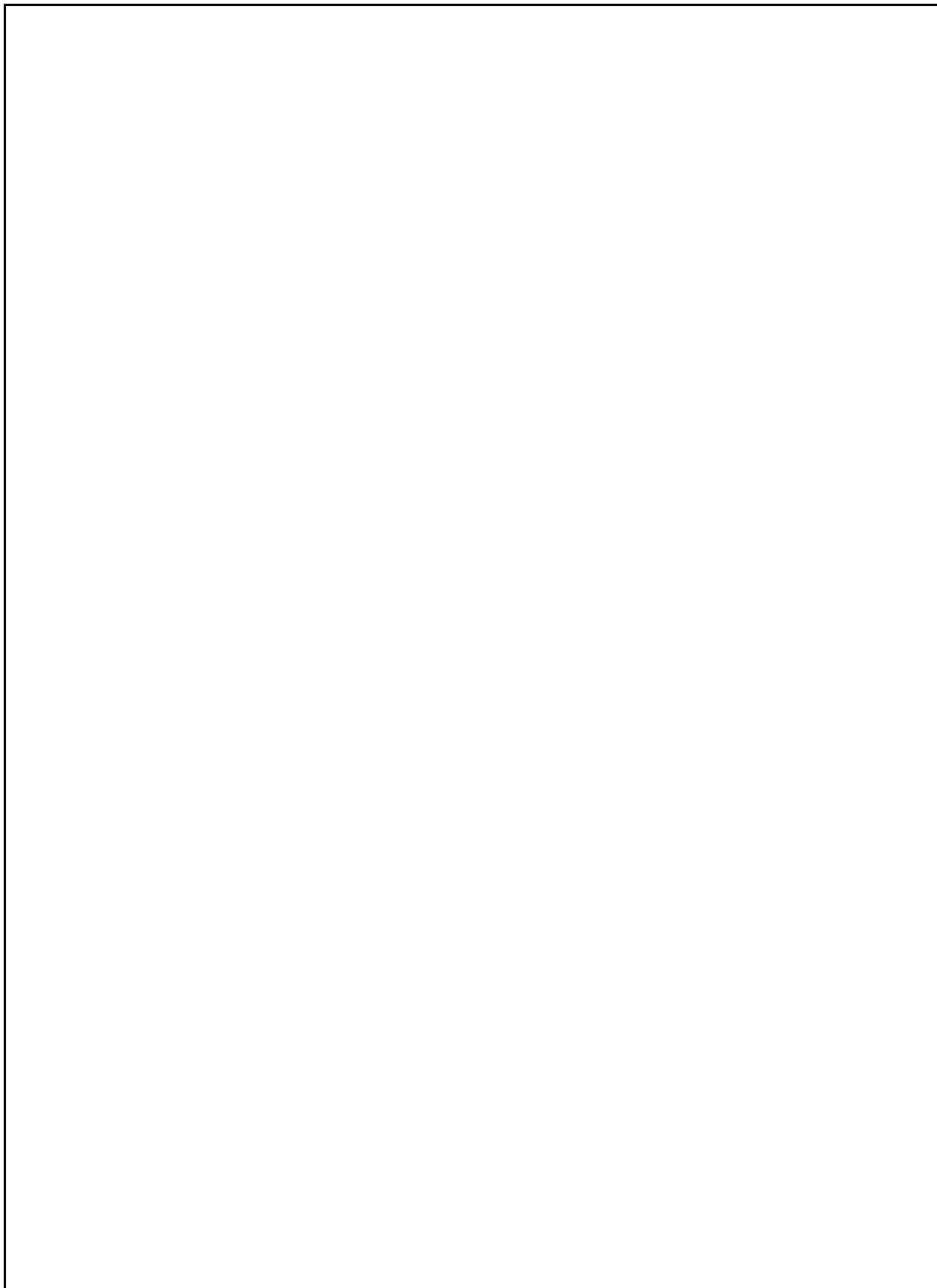
大 学 名 称	カンボジア王立法経大学		国 名	カンボジア		
設 置 形 態	国立	設 置 年	1949年			
設 置 者 (学 長 等)	H.E.Yuok Ngoy, Rector					
学 部 等 の 構 成	<u>Bachelor Degree Programs:</u> 1. Faculty of Law - Bachelor of Law 2. Faculty of Public Administration - Bachelor of Public administration - Bachelor of International Relations 3. Faculty of Economics and Management - Bachelor of Economics - Bachelor of Accounting - Bachelor of Finance and Banking - Bachelor of Tourism and Hospitality - Bachelor of Public administration - Bachelor of Economics and Management 4. Faculty of Informatic Economics - Bachelor of Informatic Economics <u>Master Degree Programs:</u> 1. Master in Public Administration 2. Master in Private Law 3. Master in International and Comparative Law 4. Master in Land and Property Law 5. Master in General Management 6. Master in Finance Management 7. Master in Public Management					
学 生 数	総 数	19,273人	学部生数	17,409人	大学院生数	1,832人
受入れている留学生数	21人	日本からの留学生数	なし			
海外への派遣学生数	8人	日本への派遣学生数	1人			

②「様式2」で記入した相手大学が認可等を受けていることについて記載し、当該大学が学生募集等に使用している公的なパンフレットを併せて添付してください。(リーフレット等簡易なものは不可)

--	--	--

(大学名: 名古屋大学) (申請区分: II)

③申請にあたって、相手大学等の合意を得ている根拠となる資料の写しを貼付してください。



(大学名: 名古屋大学)(申請区分: II)

参考データ【ページ数については、作成・記入要領のP17を参照】

※人数等の算定にあたっては、原則として「学校基本調査」による定義に基づいて記入してください。

①大学全体における出身国別の留学生の受入総数(平成24年5月1日現在)、及び各出身国(地域)別の平成23年度の留学生受入人数

順位	出身国(地域)	受入総数	平成23年度受入数
1	中国	841	992
2	韓国	161	176
3	インドネシア	51	60
4	台湾	49	55
4	マレーシア	49	56
6	ベトナム	43	58
7	カンボジア	39	51
8	ウズベキスタン	33	43
9	バングラデシュ	27	33
10	タイ	24	27
	その他 アメリカ等	294	364
留学生の受入人数の合計		1611	1915
全学生数		16517	/
留学生比率		9.8%	

※上位10カ国以外の国からの留学生受入実績については、「その他」欄の「出身国(地域)」に国名(地域名)を記入し(該当の国名(地域名)が多い場合は主な国名(地域名)を記入後に「等」を付けてください。)、その受入人数の合計を「受入人数」欄に記入してください。

※ここでの「留学生」とは、「出入国管理及び難民認定法」別表1に定める「留学」の在留資格を有する者に限りません。

※平成23年度の留学生受入人数は、平成23年4月1日～平成24年3月31日の出身国(地域)別受入人数を記入してください。

※ここでの「全学生数」とは、日本人学生及び外国人留学生を含めた大学全体の平成24年度5月1日現在の在籍者数を記入してください。

②平成23年度中に留学した日本人学生数

順位	派遣先大学名	派遣先大学の所在国(地域)	派遣人数
1	モナシュ大学	オーストラリア	50
2	カセサート大学	タイ	41
3	同済大学	中国	39
4	延世大学校	韓国	31
5	ガジャマダ大学	インドネシア	22
6	フライブルク大学	ドイツ	17
7	貿易大学	ベトナム	13
8	ラオス国立農林業研究所	ラオス	12
9	ノースカロライナ州立大学	アメリカ	9
9	梨花女子大学校	韓国	9
	その他	157	25
	派遣先大学合計校数	167	/
派遣人数の合計			

※「その他」の各欄には上位10校以外に派遣した「学校数」「国数」「人数」のそれぞれの合計を記入してください。

※「派遣先大学数」の右横のセルには派遣先大学の数を記入してください。

※教育又は研究等を目的として、平成23年度中(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)に海外の大学等(海外に所在する日本の大学等の分校は除く。)に留学した日本人学生について記入してください。なお、平成23年3月31日以前から継続して留学している者は含みません。

(記入大学: 名古屋大学)

(大学名: 名古屋大学)(申請区分: II)

③大学全体における外国人教員数(兼務者を含む)(平成24年5月1日現在)

全教員数	外国人教員数						外国人教員の比率
	教授	准教授	講師	助教	助手	合計	
3320	17	39	9	29	152	246	7%
うち専任教員 (本務者)数	17	39	9	29	21	115	

※「全教員数」には大学に在籍する日本人教員も含めた全教員数を記入してください。

※「うち専任教員(本務者)数」には教授、准教授、講師、助教、助手の専任の外国人教員の数をそれぞれ記入してください。

(記入大学: 名古屋大学)

(大学名: 名古屋大学)(申請区分: II)

④「様式6」で記入した実績を示すデータや資料等を取りまとめ、出典を付して記入又は貼付してください。【2ページ以内】

○英語授業により学位が取得できるプログラムの入学者数						
プログラム名	研究科名	2007 (H19) 年度	2008 (H20) 年度	2009 (H21) 年度	2010 (H22) 年度	2011 (H23) 年度
アジア法整備支援事業に寄与する人材育成プログラム	法学研究科 (MC)	7	28	25	24	22
アジア法整備支援事業に寄与する人材育成プログラム	法学研究科 (DC)	6	4	6	8	2
ヤング・リーダーズ・プログラム	医学系研究科 (MC)	14	14	8	8	10
神経疾患・腫瘍の統合的研究を担う留学生育成プログラム	医学系研究科 (DC)	-	-	5	6	5
留学生のための最先端土木技術研究プログラム	工学研究科 (DC)	7	5	7	7	7
大気水圏科学留学生特別プログラム	環境学研究科 (DC)	3	3	3	3	2
国際環境人材育成プログラム	環境学研究科・工学研究科 (MC)	-	-	23	18	19

○名古屋大学短期交換留学受入れプログラム (NUPACE) 受入れ実績	
年度	受入れ人数
2006	70
2007	74
2008	78
2009	85
2010	89
2011	102

○グローバル30国際プログラム	
学部	自動車工学プログラム
	物理系プログラム
	化学系プログラム
	生物系プログラム
	国際社会科学プログラム
大学院	物理数理系プログラム (MC・DC)
	化学系プログラム (MC・DC)
	生物系プログラム (MC・DC)
	医学系プログラム (DC)
	経済・ビジネス国際プログラム (MC)
	比較言語文化プログラム (MC)

(記入大学: 名古屋大学)

(大学名: 名古屋大学)(申請区分: II)

⑤他の公的資金との重複状況【2ページ以内】

当該申請大学において、今回申請している内容以外に、文部科学省が行っている国際化拠点整備事業費補助金、大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金等、又は独立行政法人日本学術振興会が行っている国際交流事業の補助金等による経費措置を受けている取組がある場合、また、現在申請を予定している取組（グローバル人材育成推進事業、博士課程教育リーディングプログラム等）がある場合は、それらの事業名称及び取組内容について、1事業につき3～4行程度を目安に記入してください。その中で、今回の申請内容と類似しているものがある場合には、その相違点についても言及してください。

また、独立行政法人日本学生支援機構平成24年度留学生交流支援制度（ショートステイ、ショートビジット）に採択されたプログラムがある場合には、本事業の申請内容との関連について必ず明記してください。

【国際化拠点整備事業費補助金】

・大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業
これまで実施してきた質の高い学部・大学院教育を留学生にもより広く提供し、国際的に活躍できる人材を育成するため、日本人学生と留学生が共に学ぶ新たな環境を構築するを目指す。本学がわが国の大学を国際化をネットワークのハブとなり、世界のNagoya Universityへと転換していくための、戦略的諸施策を実行する。

（大学の世界展開力強化事業、キャンパス・アジア中核拠点形成支援）

・東アジア「ユス・コムーネ」（共通法）形成にむけた法的・政治的認識共同体の人材育成
欧米の「法のグローバル・スタンダード」を理解した上で、東アジア「ユス・コムーネ」（共通法）形成にむけた議論に参画できる、法的・政治的認識共同体の人材形成を行う。中国、韓国の諸大学との連携を図り、東アジアにおける法情報の交換、アジア法・法整備支援論の共同形成、法曹養成と法科大学院の共同スタンダード化など、相互の学部学生を中心とする単位相互認定に基づく交流と質の保証された教育研究交流を行う。

・持続的社会に貢献する化学・材料分野のアジア先端協働教育拠点の形成
持続的社会を実現する鍵となる化学・材料教育のアジアにおける中核拠点の形成を目的として、日本（名古屋大学、東北大学）、中国（南京大学、上海交通大学）、韓国（ソウル国立大学校、浦項工科大学校）が参加する化学・材料系の交流事業を行なう。世界のトップレベルの化学系分野を有する各大学の高い研究・教育ポテンシャルを相互に活用し、学生や教員の交換等を通じて世界的な協働教育拠点を形成させる。

（大学の世界展開力強化事業、米国大学等との協働教育の創成支援）

・修士課程国際共同大学院の創成を目指す先駆的日米協働教育プログラム
修士課程国際共同大学院の創成を目指し、名古屋大学大学院工学研究科と米国カリフォルニア大学ロサンゼルス校（UCLA）およびミシガン大学大学院工学研究科が国際協働教育を実施する。毎年40名程度の大学院修士課程の学生交換留学を推進すると共に、短期から中期の教員派遣・招聘を行い、日米の両地で同時に実施する国際・学際教育プログラムを新たに構築することにより、国際共同大学院の創成基礎を構築する。

【大学改革推進等補助金】

（博士課程教育リーディングプログラム）

・グリーン自然科学国際教育研究プログラム
グリーン科学の発展は、近未来の社会構造全体に影響を及ぼすことは必至であり、それを踏まえて、この分野を先導する勇気と才覚をもった人材の育成が求められる。プログラムでは、「全体を見渡す科学力と社会性」、「基礎研究から応用成果を引き出す展開力」、「地球規模で活動する国際性」を涵養し、次世代の環境分野を担う「シーズを産業に育てる企業研究者」、「新発想を学術領域に育てるアカデミア研究者」、「国際社会で活躍する環境科学コーディネーター・メンター」を育成する。

・法制度設計・国際的制度移植専門家の養成プログラム
日本の法学・政治学系の人材は、問題分析・整理、組織統括、社会運営能力、紛争処理能力の面で高い評価を受けてきた。本プログラムでは、この種の実践能力を日本／外国という仕切りにとらわれることなく世界を自由に往来して発揮できるリーダーを制度の国際移転の現場（法整備支援プロジェクトなど）を活用して育成する。

【平成24年度留学生交流支援制度（ショートステイ、ショートビジット）】

本留学生交流支援制度で採択されたプログラムは、国際開発研究科、経済学研究科、法学研究科が実施する学生の短期海外研修のためのものである。本事業に採択され、十分な事業予算が確保されれば、研修先と実施期間が重複する国際開発研究科は、来年度本留学生交流支援制度への申請をとりやめる。

（記入大学： 名古屋大学 ）

（大学名： 名古屋大学 ）（申請区分： II ）

<現在申請を予定している取組>

【平成24年度博士課程教育リーディングプログラム】

・フロンティア宇宙開拓リーダー養成プログラム ー産学官連携と理工横断による次世代産業創出を目指してー

人類最後のフロンティアである宇宙を切り開くため、宇宙真理・環境を探究し、宇宙開発・利用のための先端技術・材料の開発において国際的リーダーとして活躍し、宇宙をはじめとする次世代の産業を創出する能力を持つ人材を育成することを目指す。本学位プログラムでは、「確固たる基礎力」を涵養する宇宙理工学Minima、名古屋大学が主導して開発している産学協同の超小型衛星計画ChubuSat を活用した特別研修プログラム、関連する海外の研究機関や企業（海外・国内を問わない）で3～6 ヶ月程度の研修をするインターンシップを必修としているところに特色がある。

・PhDプロフェッショナル登龍門 ーフロンティア・アジアの地平に立つリーダーの養成ー

博士号を持ち、企業（起業を含む）・官公庁・マスコミ・政治・司法・国際機関・NPO など、社会のあらゆる分野においてリーダーとして実践的に活躍する職業人、すなわちPhDプロフェッショナルを養成する。また、日本の新たな成長戦略としてのものづくり再生の鍵となる東南・南・中央アジアの諸国をフロンティア・アジアと位置づけ、そこで活躍しうる人材を日本人・対象国からの留学生の双方において養成する。

・創薬科学で活躍する次世代研究リーダーの育成プログラム ーアカデミア発創薬を力強く推進する人材を育てるー

名古屋大学創薬科学研究科・医学系研究科・細胞生理学センターを中心とし、理学研究科、生命農学研究科、工学研究科、法学研究科、名城大学薬学研究科、自然科学研究機構生理学研究所、愛知県がんセンターが有機的な地域連携型教育研究コンソーシアムを形成し、事業を展開する。さらには、ジョンズホプキンス大学やデューク大学を初めとする欧米の有力な提携校、国内外の製薬企業とベンチャー企業、医薬品医療機器総合機構(PMDA)の系統講義とコースワークへの参画、インターンシップを実施し、創薬における高い専門性と俯瞰力を有する国際的なリーダーの育成を目指す。

・実世界情報学リーダー育成プログラム

医療や交通などの社会システムは安全で健康な社会に不可欠なものであり、地球環境問題や少子高齢化などに伴う人類社会の課題を解決するために、様々な科学を結集して社会システムを高度化することが求められている。情報技術には科学技術を統合する機能が期待されているが、異なる規模や階層を対象にした科学技術を統合し、多面的な価値を持つ社会システムを実現することは、極めて複雑で困難である。これをなし遂げるリーダーこそが、本プログラムが養成する人材である。

・持続可能な安全安心社会のための国際リーダー育成プログラム ー人間-自然系のリスクガバナンスー

私たちは、進行性の環境問題を克服し持続可能な社会をデザインする「持続性学」によって進むべき方向を長期的に展望しつつ、突発的な災害があっても破局を回避するしなやかさを鍛えて歩んでいかねばならない。そのためには、進行性リスクに対処していくための「長期ビジョン」と、突発性リスクに対する「備え」の両方を同時に構想する専門知をもとに、多様なステークホルダーがリスク情報を共有して効果的に連携することにより地域やコミュニティが意思決定できる枠組み、すなわちリスクガバナンスが必要である。本プログラムの目的は、安全安心な社会を形成し持続していくために、グローバルなネットワークを活かして世界のさまざまな地域のキーパーソンと連携しながら、「長期ビジョン」と「備え」を常に熟慮しつつ、社会のさまざまな現場で活躍をする次世代のリーダーを育成することである。

【平成24年度グローバル人材育成推進事業】

・**タイプA**：国際人材育成を全学的な教育改革と連動させ、学部・大学院教育の中に語学力・コミュニケーション能力・分析的な思考能力・リーダーシップなどを培う教育プログラムを恒常的に行うカリキュラム改革および実施体制の整備を第一の目的とする。中期的には、G30が英語で提供している講義を活用し、日本語による講義の一定数を英語による講義で置き換え、日本人学生にもその単位取得を必修化し、最終的には、理工系を中心に多くの講義が日英で併存して開講され、日本人学生、留学生の区別無く両方の講義を自由に受講する事が常態となることを目指す。

・**タイプB**：本事業の目的は、これまでに名古屋大学経済学部・経済学研究科が積み上げてきたグローバル人材育成プログラムを基礎にして、リーダーとして世界的に通用する資質を持つ人材の育成プログラムを、同研究科の教育課程のコアとして恒久的に位置づけることにある。同学部では、学生の創発的なコミュニケーション能力の涵養、海外研修を通じたグローバルな視野の獲得、教材の研究開発の産学連携等を推進してきているが、本事業では、これらの取り組みを学部のカリキュラムの中に定着させるとともに、さらなる高度化を目指す。

(記入大学： 名古屋大学)

(大学名： 名古屋大学)(申請区分： II)